**大都市制度（特別区設置）協議会**

≪第５回議事録≫

■日　時：平成２９年１１月２４日(金)　１３：３２～１６：３７

■場　所：大阪市役所７階　大阪市会　特別委員会室

■出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、大橋一功委員、河崎大樹委員、

（名簿順）横山英幸委員、花谷充愉委員、徳永愼市委員、杉本太平委員、八重樫善幸委員、

　　　　　中村広美委員、山下昌彦委員、辻淳子委員、守島正委員、德田勝委員、

　　　　　黒田當士委員、川嶋広稔委員、辻義隆委員、山田正和委員、山中智子委員

（今井会長）

　それでは、定刻となりましたので、第５回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

　まず、定足数の確認ですが、本日は定数20名のうち20名の委員が出席をされておりますので、協議会規約第６条第４項に基づく定足数に達し、会議が成立いたしておりますことをご報告を申し上げます。

　それでは、協議に入りたいと思いますが、まずは本日の進め方について確認しておきたいと思います。

　これまで、法定協議会では、総合区素案の報告を受けたのを始め、特別区制度の議論のたたき台となる特別区素案、参考資料としての財政シミュレーションについて説明をお聞きしてきました。

　本日は、これまでの説明内容に対しまして事務局質疑を行うことといたしておりますので、よろしくお願いいたします。質疑時間につきましては、代表者会議での合意に基づきまして、本日の質疑時間240分の半分を均等に各会派に割り振って、残る半分の時間を各会派の議員の数に応じて配分するという考え方で計算しました結果、各会派の持ち時間は、維新さん78分、自民さん60分、公明さん54分、共産さん36分の範囲内で、ただいま申し上げた順番により行うことといたしております。

　今回の質疑のやりとりにつきましては、時間が限られておりますので、着座したまま発言するということで行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

　加えまして、本日は資料の事実確認などを行うということですので、適宜資料などを使って質疑を行うということで進めたいと思います。

　以上のような進め方でいきますが、これにご意見ございますか。ないですか。

　それでは、順次質疑を始めたいと思います。

　なお、発言されます場合は、インターネット配信している関係から、まず挙手をしていただきまして、私から指名をして、マイクを通してご発言いただけますよう、よろしくお願いをいたします。

　事務局におきましては、挙手し、職名と氏名を名乗った上で、着座したままご発言いただければと思いますので、よろしくお願いします。

　それでは、維新、德田委員からお願いをいたします。德田委員。

（德田委員）

　着座で失礼します。

　着座でよろしいんですかね。

（今井会長）

　結構です。どうぞ。

（德田委員）

　大阪維新の会の德田です。本日もよろしくお願いします。

　ちょっと何か初めてのことで、この着座、違和感あるんですが。

　失礼します。

　いよいよ特別区協定書づくり、議論が始まります。我が会派としても、副首都をめざす大阪にふさわしい大都市制度とはどのようなものか、真摯に議論を深めてまいりたいと同時に、本協議会における議論を通じて広く市民の皆様に住民投票の際の判断材料をお示しできればと考えております。

　今回、私の質疑が、本協議会、法定協議会での初めての会派質疑となりますので、まずは理解を深めるために特別区について大きな視点で３つほど、最初にバージョンアップなど制度設計の考え方を、次に特別区制度の意義・効果、最後に特別区のコストと効果について、それらを中心にお伺いをいたします。

　さて、特別区の設置に関しては、前回も協定書案の取りまとめまでにさまざまな議論がなされました。住民投票は僅差で否決されましたが、制度改革を求める声は依然大きく、この法定協議会の設置に至っていることを考えると、特別区の意義・効果を住民の皆様にわかりやすくお伝えをすること、そして、制度設計の内容については、前回の議論を踏まえて見直すべき点は見直すことで、より住民の皆様が不安に思われる部分を解消するといったことが求められていると考えております。

　そこで、今回の特別区素案では、まず最初に、前回からどのようなバージョンアップが図られているのか、具体的にどのような点に配慮をしたり、工夫をしたものになっているのか教えてください。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　特別区素案の作成に当たりましては、知事・市長の制度設計に係る指示を踏まえ、住民不安を解消するため、特別区の財政基盤の安定化・均衡、住民サービスの継続、地域コミュニティの維持等に配慮することを方針といたしました。

　この方針のもと、区割りにつきましては、財政基盤の安定化に配慮し、自主財源の格差が特別区間で均衡するよう策定いたしました。事務分担につきましては、基礎自治体優先の原則のもと、特別区の事務を拡充するとともに、現在大阪市が実施している特色ある住民サービスは適正に承継するとした上で、地域の状況やニーズを踏まえながら内容や水準の維持に努めることを明記いたしました。

　財政調整制度につきましては、住民サービスの適切な提供に必要な財源が確保されていることをお示しするため、特別区財政調整交付金の算定方法、算定項目を明確化するとともに、大阪府・特別区協議会での調整の仕組みとして、協議が不調となった場合における第三者機関のイメージを具体化いたしました。

　このほか、地域コミュニティの維持や窓口サービスの継続に配慮いたしまして、現在の24区単位で地域自治区を設置し、あわせて住民意見を区政に反映するため、地域自治区に地域協議会を設置することといたしました。

　以上です。

（今井会長）

　德田委員。

（德田委員）

　ありがとうございます。

　住民不安の解消、財政基盤の安定、住民サービスの内容と水準の維持、必要な財源確保、現在の24区でのコミュニティや窓口サービス維持、そのための配慮や工夫をするとのことでした。

　関連して、もう一点伺います。

　特別区素案を見ていると、大阪独自の特別区を検討したというのが幾つか見られます。東京都の特別区と比べてどのような点が大阪独自ということなのか、そのような制度設計をした考え方も含めてお伺いいたします。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　大阪市が政令指定都市として、高度できめ細かな住民サービスを提供してきたことを踏まえまして、大阪の実情に合った特別区重視の制度設計を行ったところでございます。大阪独自と言える点ということでは、例えば東京の特別区がおおむね一般市並みの権限を有するのに対して、大阪の特別区は中核市並みの権限に加え、政令指定都市権限の一部を含む広範な事務を担うとしたこと、財政調整制度については、東京では特別区に交付される財源だけが特別会計で経理されるのに対しまして、大阪では財政調整財源の全てを特別会計で区分経理することとし、さらに配分割合が適正であることについて府側が説明責任を負うとしたこと、また、大阪府・特別区協議会については、委員構成を知事と全特別区長を基本とすることで、区長の意見がより反映されるようにするとともに、協議が整わない場合に第三者機関を通じて意見の調整を行うこととしたことなどが上げられると考えております。

（今井会長）

　德田委員。

（德田委員）

　ありがとうございます

　前回、住民の皆様や議会等からの指摘や意見をしっかりと受けとめて、住民の皆様の不安解消に配慮をしながら、まずは丁寧に作成作業が行われたものと理解をしました。

　また、単に東京の都区制度の焼き直しではなく、大阪の独自色をしっかりと出していただいたとのこと。今後、これを土台に、協定書づくりに向け十分議論を重ねていきたいと思います。

　次に、特別区制度の意義・効果について伺います。

　新たな大都市制度を検討する上では、広域機能と基礎自治機能の両面から見ていく必要があります。基礎自治機能に関しては、人口規模でいえば27万9,000人から78万7,000人と、今の大阪市よりも小さな規模の基礎自治体である特別区が４区または６区設置されることになりますが、住民サービスの提供や住民意見の行政への反映といった視点から、どのような意義や効果があるのか教えてください。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　特別区設置による基礎自治機能面での意義・効果についてでございますけれども、まず、現在の大阪市よりも人口規模が小さい基礎自治体が設置され、選挙で選ばれた区長と区議会のもと、より地域の実情や住民ニーズに合った施策を展開することで、住民サービスが最適化できること、そして、各特別区に教育委員会や児童相談所、保健所などが設置され、きめ細かいサービスを展開するとともに、中核市並みの事務を担うことで専門的かつ包括的なサービスの提供が可能となること、さらに、現在の24区単位に地域自治区、地域協議会を設置することで、住民の利便性の維持や地域の意見を行政に反映できることなどが上げられます。

　以上です。

（今井会長）

　德田委員。

（德田委員）

　ありがとうございます。

　選挙で選ばれた区長や区議会による住民自治の拡充というのは、特別区でないとまさにできないものと言えます。

　大阪市ではこれまで、区シティ・マネージャー制度を導入して、区長を局長よりも上位に格付するとともに、事務や予算を拡充したり、区政会議を設置し区民の意見を区政に反映するなど、いろいろな取組みを進めてきました。このような今の行政区のままで進める住民自治の拡充と特別区の設置による住民自治の拡充には、どのような違いがあるのか教えてください。

（今井会長）

　福岡部長。

（事務局：福岡制度企画担当部長）

　大阪市におきましては、大半の施策、予算配分の優先順位づけなどについて、予算編成や条例提案の権限を持つ市長が270万人の市全体を見渡しながら市政運営を行っており、区長は市の事務のうち区内の基礎自治に関する事務の一部を分掌しております。その中で、区ＣＭ制度や区政会議など住民自治の拡充に向け取り組んでおりますが、区長は施策や事業の一部について判断しているという状況です。

　一方、基礎自治体である特別区においては、選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、地域の実情や住民ニーズを把握しながら区の施策全般について予算・条例を含め決定を行い、住民サービスを最適化する形で住民自治が拡充されるとしています。

　以上です。

（今井会長）

　德田委員。

（德田委員）

　ありがとうございます。

　特別区は今よりも住民自治が拡充されるとのお言葉でした。

　基礎自治機能に続き広域機能についてもお伺いをいたします。

　広域機能については、特別区の設置により、大阪全体の視点から取り組むべき広域行政が大阪府に一元化されることになりますが、副首都・大阪の確立に向けた大都市としての都市機能の強化といった視点から、どのような意義・効果があるのかを教えてください。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　都市機能を強化するという観点から、広域機能の一元化の意義・効果について申し上げますと、まず、司令塔機能を一本化することで責任主体の明確化が図られ、統一的な戦略のもと、大阪全体の発展を支える取組みが迅速に推進できること、また、産業や都市魅力等のソフト面、交通インフラや都市拠点等のハード面の両面で大阪の成長に向けた施策を強力に推進できること、さらに、広域的な視点のもと、大阪が有する資源の最適活用により取組みを効果的に推進できることなどが上げられます。特別区の設置によりまして、広域と基礎の役割分担を徹底し、広域機能を大阪府に一元化することで、このような効果が制度的に担保されるものと考えております。

　以上です。

（今井会長）

　德田委員。

（德田委員）

　ありがとうございます。

　広域行政が制度的に一元化をされ、二重行政の解消が担保されるといったお答えでありました。

　これに対して、現在でも知事・市長のもと二重行政の解消が進みつつあるので、特別区にして制度的に広域行政を一元化する必要はないとのご意見があります。現在のように二重行政の取組みが一定進んでいるからといっても、大都市制度改革によって大阪がめざすべき目的は達成できたということではないと思います。制度的に広域機能を一元化することの意義やメリットはどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

（今井会長）

　井上部長。

（事務局：井上制度企画担当部長）

　広域行政につきましては、かつては府市がそれぞれの考え方に基づいて取組みました結果、大阪の強みを十分活かせないといった状況がございました。現在は、知事・市長、それから府市の各部局間の協議・連携が進みまして、戦略の一本化や二重行政の解消が一定進んでおるところでございます。

　今後、都市機能をさらに強化していくための都市インフラの整備や成長戦略の実施などを進め、副首都・大阪を確立し、持続的な発展を実現するためには、中長期にわたる継続的な連携が必要でございます。戦略の一本化や二重行政の解消に向けた取組みを府市連携により進めるのではなく、特別区の設置により広域機能が一元化され、将来にわたって制度的に担保される、こうしたことが広域一元化の意義・効果と考えております。

（今井会長）

　德田委員。

（德田委員）

　ありがとうございます。

　知事・市長の人間関係頼みではなく、広域機能の一元化を制度的に担保するとともに、住民に身近な単位で、より地域の実情に合った住民サービスを展開をしていく、このことで大阪の成長を確固たるものにし、住民サービスの向上を図る、こうしたことをめざしていくものと理解をしました。

　一方で、今の24区を維持しつつ、政令指定都市としての機能を持って行政を行うほうが、大阪を成長・発展させ、高度できめ細かな住民サービスを安定的に行い、地域のつながり、コミュニティを守っていけるというご意見もあります。

　そこで、今のままで大阪の課題解決を図ることができるのかお伺いをいたします。

（今井会長）

　井上部長。

（事務局：井上制度企画担当部長）

　経済の低落傾向や人口減少社会への対応など、大阪の課題を解決し、大阪がさらなる成長を遂げ、その果実をもとに豊かな住民生活を実現していくためには、現行のままでは限界があるというのが知事・市長の考えでございます。副首都・大阪にふさわしい大都市制度として特別区制度と総合区制度を検討し、両制度の素案を取りまとめたところでございます。

　広域機能の面では、都市機能の充実のため、成長戦略やインフラ整備などの広域機能をより強化する必要があり、制度的に一元化する特別区か、府市連携を一層強化する総合区かという議論が必要と考えております。

　また、基礎自治機能の面では、住民自治を拡充していく上で、今の24区にこれ以上の権限を渡して応分の組織体制を整えると、人員・コストがかかり過ぎるといった課題があるため、複数の新たな基礎自治体を設置する特別区か、大阪市において合区による効率化とセットで一層の区長権限の強化を図る総合区かという議論が必要と考えております。

（今井会長）

　德田委員。

（德田委員）

　ありがとうございます。

　大阪の課題解決のためには今のままでは限界があり、特別区と総合区の検討を行っているとのご答弁でした。

　特別区については、現在よりも住民の皆様に身近な基礎自治体である特別区の設置により、より地域の実情や住民ニーズに合った施策を展開することで、住民サービスが可能な限り最大化できるようになるとともに、広域行政の一元化により、統一的な戦略のもと、大阪全体の発展を支える取組みが迅速に推進できるようになるといったことが特別区制度の意義や効果であると理解をしました。

　もう一点、今度は効果とコストについてお伺いをいたします。

　特別区設置に伴うコストとして、システム改修、庁舎整備などで約302億円から768億円との数字が示されました。一方で、前回示されていた再編効果額がなくなった、二重行政の解消が進んでいることから特別区設置の意義が薄れたというご意見もあります。確かに特別区の設置に伴うコストは相当額必要ではありますが、このコストを負担してでも特別区を設置することによって、数字では表せないかもしれませんが、もっとそれを上回るぐらいの大きなメリットがあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

（今井会長）

　井上部長。

（事務局：井上制度企画担当部長）

　前回お示ししました再編効果額につきましては、府市連携、市政改革で着実にあらわれておりますが、それはほんの一部の節約効果にすぎないということ、また、特別区設置に伴うコストをお示ししましたが、制度改革によって大阪がさらに成長し、豊かで強い大阪を実現するという大きな効果のためには一定のコストも必要だということ、こうしたことがこれまで知事・市長がお示ししてきた考え方でございます。

　特別区制度の本来の効果としましては、行政の仕組みを大きく変えることで、広域自治体において大阪の成長を迅速・強力かつ効果的に推進し、今より小さな単位の基礎自治体において住民自治が拡充することを特別区素案でお示ししたところでございますが、特別区制度の効果をよりわかりやすく市民の皆様にお伝えするため、今後何らかの形で数値化できないか検討するよう知事・市長から指示を受けたところでございます。

（今井会長）

　德田委員。

（德田委員）

　住民自治の拡充による住民サービスの向上、広域一元化による大阪の成長など、大きなメリットがあり、そのために必要なコストとしてお聞きいたしました。

　最後の質問となります。

　この特別区制度の大きな効果について、前回の法定協議会で我が会派の辻委員の提案に対して知事が、特別区制度の本来の効果がどのようなものか、数値化も含め検討を指示する旨の回答をされました。難しいでしょうが、私もこうした効果を示して住民の皆様にわかりやすく説明することは大事だと思いますので、強く期待をしています。まだ指示がおりたばかりだとは思いますが、効果の検証について現在どのような状況なのかお聞かせください。

（今井会長）

　川口課長。

（事務局：川口企画担当課長）

　お示しの大都市制度改革の効果の数値化につきまして、先日、市長より副首都推進局に対し、どのようなことができるのか検討するよう指示をいただきました。

　現在、広域機能の一元化による大阪の成長や、基礎自治機能の充実といった大都市制度改革の効果を定量的にお示しするためにはどのような方法が考えられるか検討を始めたところです。引き続き鋭意検討を進めてまいりたいと思います。

（今井会長）

　德田委員。

（德田委員）

　ありがとうございます。

　質問は以上ですが、最後にこの質疑のまとめと意見を申し述べます。

　本日の質疑でわかったことを改めて確認をしたいと思います。

　まず、前回の特別区案から、住民の皆様や議会等からの指摘や意見をしっかりと受けとめ変更案が提示をされたこと、次に、特別区が、広域行政と基礎自治機能をそれぞれ強化することで、二重行政の解消と住民自治の拡充を強く進めることができること、そして、現状の行政区制度の限界を打開するために現行法上でできることとして、総合区と特別区の選択を提示すること、また、特別区について本来の効果を数値化できないか検討をしていくこと、こうした内容を総括的に確認させていただきました。

　一方で、総合区の説明会については、先週までに６区を終えて、年内には24区全てにおいて開催予定とのことです。私は、初日の北区、加えて先週、西区や此花区と３つの区に参加し、ほかの３区もビデオ視聴を全てしましたが、自分の問題として考えていく熱心な市民の皆さんが積極的に質問をされる様子を確認しましたが、全般には必ずしも出席が多いとは言えない状況でありました。

　数日前のある新聞記事では、その状況を低い関心として危機感を感じ、報道する立場としてわかりやすく伝える努力を熱を持って伝えたいとのコメントが印象的でした。私も議員の立場として、熱を持ってわかりやすく今後伝えていきたいと考えております。

　ご存じのように、大阪府、大阪市ともに過去からの借金が今もそれぞれ４兆円以上あり、このまま進めば、少子高齢化の影響も考えると、少子化で、当たり前ですが、税を納める人の比率が下がり、高齢化で福祉費が増えるなど、使える財源がますます少なくなってくるのは明らかです。だからこそ我々の会派は一丸となって、今はもちろんですが、未来に責任を持ち、現状の課題を打開する挑戦を行っていきたいと考えています。ここで議論をする私たち大人だけではなく、私たち自身の子どもたちの未来のために、将来においても豊かな大阪を実現するために、今よりも一歩踏み出して、さらに良いものがないか常に考え行動していく、きっといい明日になる、そう信じながら、熱を持って総合区、とりわけ特別区を通じた制度改革を進めていくことをお伝えし、私からの質疑を終わらせていただきます。

　ありがとうございました。

（今井会長）

　次、横山委員。

（横山委員）

　大阪維新の会、大阪府議会議員の横山と申します。

　今、德田委員の質疑において、前回の協定書からのバージョンアップについて、その考え方については承知いたしました。

　実際にどのように制度設計をされておられるのか、私のほうからは事務分担と財政調整、この大きな２つの論点で個別に何点かご確認させていただきたいと思います。

　まず、特別区と大阪府の事務分担に係る基本的な考え方について伺います。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　事務分担の検討にあたりましては、新たな大都市制度のめざすべき姿といたしまして、基礎自治体と広域自治体の役割分担を徹底いたしまして、現行法制度の枠組みにとらわれずに大阪市と大阪府の事務事業、機能を最適化する観点で事務を精査するとともに、前回以降に行われました法令改正や近年の権限移譲の状況も踏まえまして事務の仕分けを行ったところでございます。

　特別区につきましては、住民に最も身近な存在として、まず、中核市、一般市の事務を実施することを基本としたと、それから、地域のまちづくり、住民に密着した都市基盤整備に関する事務について実施することとしたと、そして、都道府県や政令指定都市の権限に係る事務であっても、住民に身近な事務については特別区の事務として仕分けを行いました。

　一方で、大阪府につきましては、１つは都道府県と政令指定都市の権限に関する事務、それから、２点目としましては、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心にかかわる事務や大阪全体の視点で統一的・広域的な対応が必要なまちづくり、都市基盤整備に関する事務などを実施するというものとして仕分けを行ったところでございます。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　素案の事務分担の22ページから23ページにかけて見開きで、法令事務に係る特別区の権限の範囲を図示したものが、皆様、お手元にあろうかと思います。第３回の会議資料になります。今日ちょっとパネルにして持ってきました。字が小さ過ぎて、Ａ１のサイズもつくったんですけども、ちょっと邪魔になるかなと思いまして、これあえてＡ２で。

　全体のビジュアル的にまず見ていただきたいんですが、これ、基礎自治体の全体の事務、主だった事務でございまして、ここまでが一般市ですね、ここが中核市と、政令指定都市、都道府県というふうに並べられています。これ見ていただいたら一目瞭然なんですが、青色が特別区の事務です。特別区の事務は、本来ここが中核市、今回の素案の説明では中核市程度というご説明でありますが、中を見たら、実際は政令指定都市の事務、さらには都道府県の事務も特別区が担ってるというのが、この資料、22ページから23ページでございます、お手元にあるかと思います、これに基づいて少しご確認をさせていただきたいと思います。

　特別区が担うことになる事務について、この間の権限移譲の状況等も踏まえ、基礎、広域の役割分担をさらに徹底したということですが、主なものをご説明いただきたいと思います。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　基礎自治体が担う役割分担をさらに徹底するという観点から、例えばでございますけれども、就学前の教育・保育の適正配置につきましては、地域の実情や住民ニーズに応じて、公立幼稚園、保育所の運営や民間保育所の認可等とともに、基礎自治体が一元的に実施するべきと考えまして、権限移譲の状況も踏まえつつ事務を仕分けているところでございます。これによりまして、認定こども園の認可等につきましては、平成27年度の子ども・子育て支援新制度のスタート以降、大阪府では、法令及び事務処理特例条例により、都道府県や中核市の権限を一部の市に権限移譲しているという状況はあるんですけれども、この状況も踏まえまして特別区の事務といたしたところでございます。

　同様に、私立幼稚園の設置認可につきましても、例えば秋田県や東京都、徳島県において、各団体の事務処理特例条例により市町村や特別区に移譲している状況もございますので、そうしたことも踏まえまして特別区の事務といたしたところでございます。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　ありがとうございます、ご説明。

　この辺の設置認可に関して、特別区のほうに移譲されるというのを伺いました。私学審議会は小中高等学校の設置認可の関係上、広域自治体が所管することになるとは思いますが、基礎自治体に設置認可の意思決定が移譲されるというのは、住民意見を反映した幼児教育の提案が今後なされていくことになろうかと思います。

　続きまして、児童相談所業務について伺います。

　平成28年５月に児童福祉法等が一部改正され、市町村や児童相談所の体制権限強化が図られたところです。これにより特別区でも児童相談所業務を実施できることとなりました。現時点では、東京ではまだ具体化されてはいないと伺っておりまして、ただ、素案においては大阪では特別区で行うこととなっております。これについての考え方を改めてご説明願います。また、今回それに関連して工夫されている点があれば、あわせてご説明お願いします。

（今井会長）

　齊藤課長。

（事務局：齊藤事務事業担当課長）

　お答えいたします。

　児童虐待発生時の初期対応を迅速かつ的確に行う必要があるといった国の法改正の趣旨も踏まえまして、住民に身近な特別区がその主体となるべきと考え、児童相談所業務につきましてはそれぞれの特別区で担うことといたしました。

　さらに、今回は、児童相談所業務をより円滑に実施していく観点から、関連して３つの観点で工夫を行っております。

　まず１点目といたしましては、迅速かつ的確に一時保護の入所調整を行うためには、児童相談所長が保護した児童の心身の状況などを常時把握した上で判断することが必要という考えから、児童相談所と一時保護所を各区で一体的に設置・運営することを基本としております。

　次に、２点目といたしましては、児童相談所や一時保護所を新たに整備するためには一定期間を要することを考慮し、各区に整備されるまでの間は暫定的に既存施設がある隣接区と共同設置することとしております。

　最後に、３点目といたしましては、民間の児童養護施設などへの入所調整に当たり、各区のレベルで見ると施設が偏在している状況を踏まえまして、各区が公平な立場で入所調整できるよう、水平連携により一部事務組合が同施設の認可などの事務を所管することとしております。

　以上でございます。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　ありがとうございます。

　大阪における児童虐待の現状は依然大変厳しいものがあるというふうに認識しています。より身近な基礎自治体で対応することになれば、情報収集や連携の面においても非常に有効かと考えられます。東京都区制度よりも進んだ制度設計として、ぜひとも力を入れていただきたいと考えております。

　次に、特別区の事務分担に係る諸課題についてお伺いしたいと思います。

　まず、都市計画の用途地域に係る事務について確認いたします。これは前回同様、広域の事務として仕分けられています。この点は、都市計画関係の事務は村以下ではないかというご批判を受けたようにも思っております。

　そこで、都市計画の用途地域に係る事務分担の考え方について具体的に確認したいと思います。用途地域に係る事務というのはどのような権限であり、そしてなぜ広域、大阪府の事務とされたんでしょうか。

（今井会長）

　齊藤課長。

（事務局：齊藤事務事業担当課長）

　お答えいたします。

　都市計画決定権限につきましては、地域のまちづくりに関する権限は特別区が担い、区の区域を超えるまちづくりに係る権限につきましては大阪府が担うという考え方で整理をしております。

　用途地域に係る事務につきましては、都市計画法に基づき、建物の用途や建ぺい率、容積率などの制限を指定するものであり、将来のあるべき土地利用の姿を実現し、良好な都市環境の保全及び育成に努め、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための一手法でございます。今回の素案では、大阪都市圏の中心に位置する特別区域全体を１つの地域として捉え、一体的に計画・整備する観点から、大阪府の事務としております。

　以上でございます。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　特別区は、副首都たる大阪都市圏、関西全体の心臓部となると私は認識しております。だからこそ、西日本の中心地として広い視野で土地利用を策定していくことで、大阪の成長を喚起させ、かつ長期的には、そこに住まわれる方々が最もその利益を享受できることにもつながるというふうに考えております。この点のご理解を得られるよう、個人的にもわかりやすい説明ができるように取り組んでまいります。

　次に、一部事務組合で実施するとされた事務についてお伺いいたします。

　一部事務組合の設置については、前回、規模が大き過ぎるなど、さまざまな問題点が指摘されてきたところです。今回の素案でも一部事務組合の設置が示されておりますが、前回からどのような点が変わってるんでしょうか。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　一部事務組合で行うとしています事務につきましては、前回の議論なども踏まえまして事務分担を改めて整理したところでございます。例えば国民健康保険につきましては、平成30年度から実施される制度改正において、都道府県が財政運営の責任主体ということになりますので、そのことを踏まえまして、その統一的な運営方針のもとで基礎自治体が地域におけるきめ細かい事業を担うこととなります。そのため、そういうことから特別区の事務といたしました。

　また、一部事務組合の所管施設は、現時点での施設の状況などを精査しまして、前回の65施設だったものを今回35施設というふうに見直してございます。

　これらの結果、一部事務組合の事業費の規模につきましては、検討中の水道事業などを除きまして、平成24年度決算で約5,500億円規模であったのに対し、今回は平成27年度決算で約2,500億円規模となったところでございます。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　では、なぜ介護保険については引き続き一部事務組合で担うこととしたんでしょうか。考え方をお伺いします。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　介護保険事業は、特別区間の高齢者人口の割合、それから要介護者数の違い等によりまして保険料のばらつきが生じるおそれがございます。このため、設置後に区間によって不公平感が生じないよう、特別区設置時は一部事務組合の事務としたところでございます。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　ありがとうございます。

　加えて、地下鉄事業などを所管する都市交通局の事務分担についても確認しておきたいと思います。

　地下鉄事業は広域交通政策に係る部分もあると考えておりますが、素案では特別区の事務とされておられます。その考え方について確認いたします。

　また、特別区が実施するとして、大阪府の広域交通政策とどう役割分担していくんでしょうか。考え方をお伺いします。

（今井会長）

　齊藤課長。

（事務局：齊藤事務事業担当課長）

　お答えいたします。

　都市交通局が所掌する事務は、交通局が株式会社化された後にも引き続き対応が必要となるＢＲＴ社会実験や、バスネットワーク維持改善補助などの地下鉄・バス等に関連する地域交通施策や地下鉄新会社及び大阪シティバス株式会社の管理、交通政策基金の所管などがあり、これらの事務は特別区に事務配分する方向性をお示ししております。

　なお、鉄道ネットワークなどの広域的な交通基盤の検討・整備などにつきましては、現在、都市計画局が所掌しており、これらの事務は大阪府が担うこととしております。

　以上でございます。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　ありがとうございます。

　事務分担について最後の質問になります。

　この事務分担案に沿って事務を特別区に移すには、前回同様、事務処理特例条例で対応することを基本とされております。どういう観点からそれが妥当だとお考えになるんでしょうか。

　また、前回は特別区設置に少し消極的な方々から、事務処理特例条例で対応することになると府議会で議決される保証がない不安定なものとの批判がありましたが、そのあたりはどのようにお考えになられますか。

（今井会長）

　大下部長。

（事務局：大下制度調整担当部長）

　素案では、特別区への事務の承継に当たりましては、初めから国に法制度上の措置を求めるのではなく、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営するという分権の理念に沿って、現行制度を活用して大阪独自の事務分担を実現することとしております。

　こうした考え方に基づく手法の１つである事務処理特例条例による事務移譲は、柔軟に事務移譲を行う手段として広く活用されているものであり、地域の主体的な判断に基づきまして、各自治体の規模・能力など、それぞれの地域の実情に応じた住民ニーズの的確な反映といった観点から、妥当な手法であると考えております。

　また、事務分担を含む特別区素案の内容につきましては、特別区設置協議会におけるご議論を踏まえ協定書として取りまとめられ、府市両議会の議決を得て、住民投票により確定されることとなります。このような手続きを得て決定されるものであるため、府議会におきましてもその趣旨が十分尊重されるものと考えております。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　詳細な制度設計に基づき事務の移譲が進められることと考えております。

　前回の議論でも感じたところでございますが、大阪府が、事務の移譲や財源配分において、決定した事項に反する不安定な要素となる可能性があるという主張がありました。広域自治体として大阪府は特別区設置という住民判断が下されれば、当然にこの民意に沿うものでありますし、何の根拠もなく不安をあおる主張は住民の冷静な議論を阻害するものでしかありません。要は、論拠もなく可能性を否定せよという議論は非建設的な議論でしかないというふうに考えております。当協議会においても、今後このような主張に対しては、その主張内容に係る発生の蓋然性をその都度強く確認させていただく所存でございます。

　続いて、財政調整に関する批判について、前回、財源が府にとられるというものがありました。今回はこのような不毛な議論はないと信じたいところですが、まずは財政調整制度における財源配分の基本的な考え方について確認いたします。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　財政調整制度の特別区と大阪府の財源の配分につきましては、現行法上の都区財政調整制度の仕組みが適用されますもとで、大阪市が現在実施しております住民サービスを特別区と大阪府が適切に提供できますよう、事務分担案に見合った財源をそれぞれに配分することを基本といたしました。具体的な配分割合については、事務分担案に応じた配分割合を過去３年間の決算値に基づいて計算をいたしまして、その平均値を用いて定める、こういうこととしたことでございます。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　ありがとうございます。

　先ほども申し上げましたとおり、事務処理特例条例と同様に、財政調整制度においても条例で定めるものは府議会の議決に委ねられることになるため、制度として不安定であるという、先ほども申し上げました、発生の非常に蓋然性が立証されていない主張がありました。

　念のためご確認いたします。府議会は、この財政調整に関して自由勝手に条例をいじることができますか。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　素案でお示しをしました財政調整制度は、現行法上の都区財政調整制度を基本に制度設計をしたものでございます。都区財政調整制度におきましては、特別区に配分される特別区財政調整交付金につきまして、１つ目としまして都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化、２つ目としまして特別区の行政の自主的・計画的な運営の確保、この２点を目的に配分することが地方自治法に明記されているところでございます。

　また、特別区財政調整交付金の配分割合等につきましては、東京都においても地方自治法によりまして都の条例で定めることとなっておりますが、あらかじめ都区協議会の意見を聞くこと、総務大臣への報告が義務づけられておりまして、さらに、総務大臣は必要がある場合には助言や勧告を行うことができるというようなことで、適切な制度運用を確保するために、地方自治法上、さまざまな仕組みが設けられているところでございます。

　府議会の議決におきましては、こうしました法律の趣旨や仕組み、さらに、特別区設置協定書が大阪市、大阪府の両議会での議決を経まして住民投票により確定されるといったことを踏まえまして、十分尊重されるものと考えております。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　大阪府に配分された財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に使われると素案に示されておりますが、こういう不安をあおる主張に対して市民の不安を取り除くには、それがきちんと制度的に担保されることが重要と考えております。どのように担保されるんでしょうか。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　大阪における財政調整制度の設計におきましては、大阪市が政令指定都市として活用してきました財源を事務分担案に応じて特別区と大阪府に配分するもの、こういうことを踏まえまして、住民理解が得られる透明性の高い制度運用とすることが必要でございます。

　このため、財政調整制度における特別区と大阪府に係る経理につきましては、全てを新たに設けます財政調整特別会計、仮称でございますが、で行うことを明らかにいたしました。

　さらに、財政調整財源の特別区と大阪府の間の配分割合の適正さにつきまして、原則として大阪府側が説明責任を負うことといたしました。大阪府・特別区協議会において、財政調整制度の運用状況や財政調整財源の充当状況を大阪府が報告をし、配分割合などについて毎年度検証しまして、必要に応じて協議する、そういった仕組みとしております。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　質問は最後でございます。

　都区協議会において毎年度検証され、必要に応じて協議されるということでございました。前回の議論でも、その協議が不調に終わったときにどのように合意するのかとの指摘がありました。今回の素案では、協議不調の場合の調整についてどのようになってるんでしょうか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　大阪府・特別区協議会におきましては、合意による運営を基本といたしておりまして、当事者間で合意に向け協議が尽くされることになります。それでも万一合意に至らない場合は、第三者機関として有識者等で構成される調整委員が設置されます。調整委員は協議会委員から意見聴取を行った上で合議により調停案を作成し、協議会に提示することになります。この調停案につきましては、協議会委員に対して尊重義務を課すこととしているところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　ありがとうございます。

　前回の議論を受けて財政調整にも詳細な制度設計をご提示いただいております。これで円滑な行財政運営を担保していただいてると考えております。

　本件について、広域自治体と基礎自治体で最後まで合意が図られない可能性があるという、非常に発生の蓋然性が立証されていない主張が今後出されるというのは考えにくいんですが、今後、こういった詳細な制度設計に基づきまして議論を進めていきたいというふうに考えております。

　質問は以上です。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　維新の守島です。

　僕のほうからは、区割りと財政シミュレーションを中心に聞いていきたいと思っています。

　まず初めに、区割りの作成に当たっての考え方をさらっともう一度説明していただきたいのと、当初２案から新案２案が追加された経緯と、区長会の具体的な意見について教えてください。

（今井会長）

　黒田課長。

（事務局：黒田戦略調整担当課長）

　まず、特別区の区割り案作成に当たりましては、特別区が基礎自治体としての能力を発揮できるよう財政基盤の安定と均衡をめざす、また、地域のつながり、地域コミュニティの維持・発展をめざす、これらを基本的な考え方としております。

　具体的には、１つ目が、それぞれが独立した自治体であることを踏まえまして、特別区における財政状況の均衡化を最大限考慮することとし、これに加えまして、各特別区における将来人口、平成47年を想定しておりますが、この人口格差をおおむね２倍以内、３点目が分区・合区の歴史的経緯、４点目が鉄道網の接続や商業集積、５点目として防災という、以上５つの具体的な考え方に基づきまして、まずは現在の素案の試案Ａとなる４区案と試案Ｃとなる６区案の２案を策定いたしましたところでございます。

　その上で区長会議からの意見をお伺いすることとし、本年７月14日に２案をお示ししました。これに対し区長会議からは７月28日に、示された案はいずれも５つの具体的な考え方を考慮されていると評価するとしながらも、４区案、６区案とも第１区、第２区が淀川をまたいでおり、防災、一体的な行政運営、新たな地域コミュニティ形成、これら課題対応のためのコスト増の観点から強い疑念があるなどの意見が示されたところでございます。

　このため、区長会議からの意見を踏まえまして、先にお示ししました試案Ａ、試案Ｃから、東淀川区、福島区を入替えた試案Ｂ、試案Ｄを追加で策定したものであり、法定協議会でご議論いただくたたき台として、事務局案として計４案をお示ししているところでございます。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　ありがとうございます。

　今回の区割りは、今説明あったように一定の根拠をもとにつくっており、かつ地域代表でもある区長会の意見を勘案してこの区割り案が示されていることは理解いたしました。ひな形として今回の４案をつくってくれたことは感謝しますし、一定絵姿を最初につくる必要性がある以上、議論のベースにする案だと思います。

　しかしそれでも、早急に出たため収れん不足な感じというのはしています。特別区の区割りは総合的に検討すべきもので、住民への身近さという意味での人口や面積の適正規模、また地域性、また、例えば区長会の意見でもあったように淀川という地政学上無視できないものや、役所組織自体の中核市レベルの事務を行うに適正な規模といった、さまざまな観点から見ていく必要があると僕は思っています。

　しかしながら、前回の法定協の財政シミュレーションが示された際、財政上６区案は４区案より厳しいため４区有利とか４区を軸にというマスコミの報道が散見されました。しかし、これ普通に考えると、今回のように特別区ごとに庁舎の不足面積を出して、その分の土地取得とか建設代を見込むという財政シミュレーションの手法であれば、区の数は少ないほうがコストは安くなるということは最初から明白なことなので、ことさら４区有利という状況に展開が変わったわけではないと僕は思っています。もちろん財政的なものというのは非常に重要なんですが、その優位性だけで区割りを決めるのであれば、このシミュレーションのやり方上、区の数は少なければ少ないほどいいという結論に至ります。なので、今後協議が進められ、いずれかの時点で区割りを絞り込むことになると思うんですが、財政面だけを捉えた単純な議論に終始するのではなく、きちんと中身を見て本質的な議論をすべきだと考えていますので、こういった観点で引き続き質疑をしていきます。

　まず、財政シミュレーションについて。これはどういった目的で作成されたものなのか教えてください。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　財政シミュレーションは、大都市制度（特別区設置）協議会におきまして、区割り案を比較検討するための材料の１つとしていただくとともに、特別区の財政運営が将来的に成り立つか協議いただくための参考資料としていただくことを目的に作成したものでございます。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　財政シミュレーションは、区割り案を比較するための材料、そして特別区の財政運営が将来的に成り立つかを協議するための資料ということです。この協議会できちんとこの点を評価していく必要があると僕は思っています。

　その上で、この資料は、冒頭にも記載されているとおり、相当の幅を持って見る必要があるものと理解していますが、その見方について幾つか確認したいと思います。

　まず１点目は、財政シミュレーションの前提条件にケース１とケース２が示されていますが、この違いについて説明してください。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　国の予算、あるいは地方財政計画が毎年度大きな議論になっております。そうした現状から、財政シミュレーションに当たりまして、地方交付税の推計値について相当の幅を見込むことといたしまして２つのケースを想定したところでございます。

　ケース１は、地方交付税の推計値について、税等一般財源総額が実質的に同水準ということでございまして、そういう考え方に基づき、市税等の収入増加分は100％が基準財政収入額に連動しまして、地方交付税の減少に反映されるものとして推計をしております。

　一方、ケース２でございますが、現行の地方交付税制度では、市税等の収入増加のうち75％が基準財政収入額に連動し、地方交付税の減少に反映されますが、残り25％は収支に寄与する、そういった仕組みであることから、これに即した推計をしているものでございます。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　ありがとうございます。

　今おっしゃったように、地方交付税というのは基準財政需要額と収入額の差から決まるというのは、ここにいる皆様からすると周知の事実だと思いますけど、だからといって現行の地方交付税制度では市税収入の増加イコールその分の地方交付税の減少につながるわけではなく、市税収入の増加のうち、今おっしゃったように25％は交付税が単純減額されずに市の財政収支に寄与するということです。もちろん市が財政健全化した場合のインセンティブというのは必要であると考えていますし、今後もそうあるべきと考えます。

　今の事務局の説明では、ケース１とケース２はあくまで幅という表現をしていたんですが、特別区の将来の財政を見る上では、ケース２のほうが現行の地方交付税制度に即したものであることと理解します。

　次に、２点目ですが、財政シミュレーションの資料で６区案のケース１の場合、財政調整基金が一時的にマイナスになる時期があるのですが、これはどういった状況なのか説明してください。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　財政シミュレーション上で、財源対策後の財源活用可能額がマイナスになっているということでございますが、特別区に承継される財政調整基金の財源活用可能額の範囲内で収支不足に対応できないということを意味しております。

　なお、シミュレーションでは、財源対策前の単年度収支が赤字となる場合には、特別区に承継される財政調整基金を活用することと仮定をしておりますが、実際の財政運営におきましては、収支不足に対して、まず経費削減等の歳出抑制や公有地の売却、地方債の活用等の歳入確保などの方策が講じられまして、それでもなお収支不足が発生する場合に財政調整基金が活用されるものと認識をしております。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　ありがとうございます。

　財源対策前の収支がマイナスになる場合に単純に財政調整基金を活用するという、あくまでもシミュレーション上の取扱いであることがわかりました。実際の財政運営においては、特別区長による歳出抑制や、ケース２の先ほどでいう幅とかを考えると、シミュレーション上の収支マイナスが直ちに財政調整基金の枯渇というのを意味するものではないという認識をしています。

　３点目に聞きたいのは、この財政シミュレーションに加味されている設置コストについて伺います。

　例えば設置コストの主要な要素である庁舎整備については、建設案の場合は民有地買収を前提に試算されているが、素案のコストの２ページには、大阪市保有地の活用ができる場合は積極的な活用を図るものとすると記載されています。こう記載されている趣旨を教えてください。

（今井会長）

　黒田課長。

（事務局：黒田戦略調整担当課長）

　庁舎整備に関しましては幅を持ってお示しするために、執務室面積の不足への対応として、コストが比較的大きい建設案と比較的小さい賃借案をそれぞれ試算しておりますが、財政シミュレーションにおいては、各特別区の財政運営が将来的に成り立つのかを見るものであるという趣旨を踏まえまして、このうちコストが大きい建設案を用いております。

　建設案は、庁舎整備において必要となる土地は全て民有地の買収を前提とした試算を行っておりますが、実際の庁舎整備に当たりましては、必ずしも全て民有地のみに建設するとは限っておりません。このため、お示しの記載については、本庁舎の位置が決定された後には、市民の利便性も踏まえた上で庁舎としての活用可能な適地等があれば、庁舎整備の基本的な考え方としているコスト抑制の観点からも、大阪市保有地を積極的に活用した庁舎整備を検討することになるという考えをお示ししたものでございます。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　ありがとうございます。

　これまでの答弁で、財政シミュレーションはそもそも相当な幅を持って見る必要があるものであり、さらには、例えば設置コストであっても、市が所有する未利用の施設や土地を活用することで改善が見込めるなどといった要素も含まれていることが十分にわかりました。実際に僕が想定できる範囲だけでも、未利用な市有地であったり転用可能な建物って多くあるんじゃないかなと思ってます。また、前回の特別区案のようにシステム経費の見直し減額、そういった可能性もあります。なので、こうして議論を深めていくと、私としては４区と６区はどちらも財政的にはきちんと回るという評価をしていいと思っています。そうなれば、６区案は財政面で不利だから厳しいという単純な議論に持ち込むのではなく、４区、６区のそれぞれの区割りの評価をきちんとしていくことが重要だと考えています。

　なので、ここで改めて財政的に優位であることが最初から明白な４区だけではなく６区の案も示したのか、その考え方を伺いたいと思います。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　特別区の区数につきましては、前回の５区と比較して財政基盤の安定と均衡をめざすということであれば４区、より住民に身近な基礎自治体としての住民ニーズに応じたサービスを提供するということであれば６区という考え方に基づき、４区と６区の両方について制度設計をするよう指示を受けたところでございます。財政シミュレーションの結果で４区案と６区案を比較すると、４区案のほうが比較的安定しており、６区案の財政状況が厳しいというのは事実でございますが、一方で、６区案のほうが住民にできるだけ近いところでやっていけるという考え方もございます。財政シミュレーションでは、先ほどもございましたが、将来の財政運営が成り立つかどうかを議論する参考としてお示ししたものであり、相当の幅を持って見ていただく必要があるものであります。このシミュレーションの結果を参考にしながら、住民に身近な行政という観点をしっかり踏まえた上で、大阪の特別区がめざす姿として４区、６区いずれの案がよいのか、協議会の中で議論されるものと考えております。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　区割りは、本当に財政面も大事なんですが、それだけではなく、住民自治の強化の観点も含めて、僕もここでしっかり議論していくべきものと考えてます。

　例えば、行政としてどの区割りがいいか世論調査などをとって統計的に解析し、どの区割りがベターか調べた上で、そんなに偏在がなければ財政的に有利な４区に絞るとか、そういう考え方もあると思いますし、特定の区割りに偏るのであれば、その区割りをもとに議論するという考え方もありかなというふうに考えたりします。とにかく区割りの絞り込み過程において議論やさまざまな意見をしっかり聞くというフェーズを経ることで、より収れんされ、バージョンアップした都構想になったという積み上げができるんじゃないかと思っています。

　特別区の姿はそこに住む住民にとっては非常に重要なものなので、一定のあるべき区の姿を検討するフェーズを経た上で区割りを絞り、さまざまな意見をもとに修正を加えるなら加えて、その後、先ほどのように、コストを下げる具体的な手段などを検討し、最終的な特別区案として落とし込んでいくべきと考えています。

　とりあえず、今回のまとめとして、４区、６区でも財政は成り立つ、ケース２が現行に近い案、財政シミュレーションも今後改善される可能性があるということがわかった以上は、財政論だけに偏らず、時間をかけてでもより住民に納得感のある区割りというのをつくっていただきたいというふうに思っています。

　都構想の目的は、二重行政の解消と住民自治の拡充が２本柱だと思っています。二重行政の解消などの都構想の本来の効果については、前回の法定協で専門家に依頼して算定していくとのことでしたので、この抽象的なメリットを具体的な財政効果としてあらわしていただき、その効果をしっかりと市民に示せばいいと考えています。

　しかし、もう一方の柱である住民自治の拡充に関しては、自治体の適正規模論も含めてここでしっかりとした議論を行う必要がありますし、シミュレーション上、コストと区数はバーター関係になるので、特別区の住民自治の拡充のために必要な投資であるという結論に至れば、一定コストをかけてでも投資すべきと僕は考えます。

　いずれにせよ、区割りの絞り込みに当たっては、住民自治の拡充という目的を達成するため、多角的な視点で柔軟な議論をしていくべきだと意見を申し述べて、質問を終わります。ありがとうございました。

（今井会長）

　次に、自民、杉本委員からお願いいたします。杉本委員。

（杉本委員）

　自民党の杉本です。

　私からは、財政シミュレーションについてお伺いをさせていただきます。

　第４回法定協議会で提示のあった特別区の財政シミュレーションについてですが、副首都推進局が作成をいたしました財政シミュレーションの資料には、協議会で区割り案を比較検討するための材料の１つとして、また、特別区の財政運営が将来的に成り立つか確認するための参考資料という記載がされております。

　しかし、その内容を見てみますと、相当な幅があり、非常に粗い試算となっております。歳入の推計をとってみてもケース１とケース２のパターンが示されております。なぜ今回は２つのケースが示されているのか、どちらが正しい推計と言えるのか、お伺いをいたします。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　国予算、あるいは地方財政計画が毎年度大きな議論になっております状況から、財政シミュレーションに当たりまして、地方交付税の推計値について相当の幅を見込むこととして２つのケースをお示しいたしました。

　ケース１は、地方交付税の推計値について、税等一般財源総額を実質的に同水準とする考えから、市税等の収入増加分は100％が基準財政収入額に連動し、地方交付税の減少に反映されるものとした推計でございます。

　一方、ケース２は、現行の地方交付税制度では、市税等の収入増加分のうち75％が基準財政収入額に連動し、地方交付税の減少に反映されますが、残り25％が収支に寄与する仕組みであることから、これに即した試算をしているところでございます。

　ケース１とケース２につきましては、国の地方財政制度による歳入の影響をどう見込むかという試算方法の違いでございまして、いずれかが正しいといったものではなく、シミュレーションには相当の幅があるということをお示ししたものでございます。

（今井会長）

　杉本委員。

（杉本委員）

　ありがとうございます。

　先日行いました会派の勉強会でも、ケース１とケース２がそれぞれ幅の上限と下限になるのかと副首都推進局にお伺いをいたしましたが、必ずしもその中におさまるものではないとの返答がございました。幅が非常に大き過ぎる上に、そもそもこのシミュレーションどおりにいくという担保はどこにもないということを理解するとともに、結局このシミュレーションでは将来の特別区の財政状況がどうなるかわからないということを申し上げて、私からの質問を終わります。

（今井会長）

　次に、徳永委員。

（徳永委員）

　自民党の徳永です。

　私のほうからも財政シミュレーションについてお聞きします。

　今回示された財政シミュレーションは、平成48年までの特別区の財政運営を推計したものであります。

　これに対して、大阪市では毎年、財政状況に関する中長期試算、いわゆる粗い試算を公表していますけれども、粗い試算は平成38年までの市の財政状況を推計したものであります。特別区の設置は大阪市を廃止することであり、一度決めれば取り返しがつかない判断であります。より慎重に正しい判断を行うためにも、大阪市が廃止され特別区ができる場合と、現在の大阪市が存続する場合を比較する必要があります。副首都推進局は、特別区の財政シミュレーションを示したのであれば、市が存続する場合の平成48年までの市財政のシミュレーションも示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　今回お示しをしました財政シミュレーションは、区割り案を比較検討するための１つの材料として、また、各特別区の財政運営が将来的に成り立つかを協議するための参考資料としてお示しをしたものでございます。大阪市が存続する場合の財政推計と比較することを前提としたものではございません。

　以上です。

（今井会長）

　徳永委員。

（徳永委員）

　今まで説明を受けてきたものや、今の答弁やこれまでの答弁もあった中で、今回の特別区案の重要な点は財政基盤の安定の部分というふうに私は理解してます。この法定協議会というのは、政令市の制度がいいのか、それとも特別区のほうが制度がいいのか、どちらかを検討する場であると私は思っています。そういった場合では、大阪市が存続した場合と比較ができないというのは意味がありません。副首都推進局が示している資料だけではちゃんと判断ができないです。本当に検討してほしいというふうには見えないと思います。副首都推進局で示すことができないのであれば、市の財政局にお願いをしてほしいという提案をして、私の質問を終わります。

　ありがとうございました。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　私のほうからは効果額についてお尋ねしたいと思います。

　前回のいわゆるパッケージ案では、特別区でなければならない、それでないと出てこない効果として再編効果額というものが示されていました。当時大きな議論がありまして、7,000億以上あるという議論から、１億しかないと。いわば大阪市を廃止して特別区を設置する目玉の議論がこの効果額にあったわけですが、この効果額はなぜ今回の素案では示されていないんですか。

（今井会長）

　小林課長。

（事務局：小林制度企画担当課長）

　お答えいたします。

　前回のパッケージ案におきましては、大都市制度の実現という目的に沿いまして、制度実現前から取り組んだ改革による効果も含め再編効果額としてお示ししたところでございます。こうした改革による効果につきましては、既に府市の連携により改革が進んでいる現時点におきましては、府市再編による効果と位置づけることは適当ではないと考え、今回の素案では再編効果とは示さないこととしたものでございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　既に府市の連携により改革が進んでいると、こういうことですので、前回、再編効果と言っていたものは、大都市制度、つまり大阪市を廃止しなければ生まれないと言ってたことと何ら関係ないということ、これが明らかになった、大阪市のままで効果が出るということが明らかになったということです。

　視点を変えて伺いますけども、今回の財政シミュレーションで示された効果額のうち、いわゆるＡ、Ｂ項目関係の効果額、これは約447億円とあります。一方で、前回の法定協議会、第16回の資料を見直しますと、Ａ、Ｂ項目関係の効果額は約375億円とあります。なぜ効果額がふえているんですか。

（今井会長）

　橋本課長。

（事務局：橋本事業再編担当課長）

　お答えします。

　改革効果額につきましては、平成23年12月の大阪府市統合本部設置以降に実施してまいりました改革により見込まれる一般会計の歳出削減額や税収等の歳入増加額のうち、現時点で算定可能なものについて算出したところでございます。改革効果額の増加の主な要因といたしましては、地下鉄につきましては、平成29年１月に改定された地下鉄事業株式会社化民営化プラン案をもとに試算したところ、52億円の改革効果額の増加が見込まれること、病院につきましては、府市病院に対する運営費負担金等をもとに試算したところ、20億円の改革効果額の増加が見込まれることなどによるものでございます。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　やっぱり、今、徳永委員が言ったように、現在の大阪市の財政推計、ここに組み込まれてるということですので、しっかりとこれは現在のままのものをお示しいただきたいなと思います。

　もう一点、今回示された改革効果額のうち、大学や公営住宅、保健医療財団、弘済院といった項目は今回の財政シミュレーションの算定では効果額が全額控除されています。それはどういうことですか。

（今井会長）

　橋本課長。

（事務局：橋本事業再編担当課長）

　お答えします。

　財政シミュレーションへの反映額につきましては、改革効果額から、大阪市の財政に関する将来推計に既に織り込まれているものにつきまして、財政シミュレーションへの二重計上を避けるため、控除して算出したところでございます。したがいまして、今回、改革効果額を算定した項目のうち、大学や公営住宅、保健医療財団、弘済院などにつきましては、改革効果額の全額が大阪市の財政に関する将来推計に織り込まれていることから、財政シミュレーションへの反映の際、全額を控除したところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　既に改革の効果額が大阪市の財政推計に織り込まれていると、そういうこともあるという答弁でした。大阪市のままでも、府と市が連携して改革に取り組むことで効果額を増加させることができるということ、これがわかりました。前回からずっと我々が、できるじゃないかと言ってきたものばかりです。これが結果としてあらわれてるわけですから、もう一度言いますけども、大阪市のままでの財政推計を48年までぜひ出していただきたいと思います。

　もう一点、Ａ、Ｂ項目関係の改革効果額は、特別区を設置しなくても発現するものであり、現在の大阪市のままでも発現できるという効果だということでよろしいでしょうか。

（今井会長）

　橋本課長。

（事務局：橋本事業再編担当課長）

　お答えします。

　Ａ、Ｂ項目関係の改革効果額につきましては、平成23年12月の大阪府市統合本部設置以降に取り組んできた改革により見込まれる効果を算定したものであり、必ずしも特別区制度への移行を前提として見込まれるものではありません。Ａ、Ｂ項目のような改革を今後とも継続的に進めていくためには、広域行政に係る方針の統一が必要と認識しております。これまでどおり府市間の協議を整えるのか、あるいは広域と基礎の役割分担を徹底した上で責任ある主体のもと一元的に取り組むのか、制度によって手法は異なるところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　後段の答弁は要らないんですね。前段のところだけで結構です。必ずしも特別区制度への移行を前提として見込まれるものではないという答弁がありましたけども、つまり皆さん方が大阪市のままでも発現する効果だということを答弁されてるわけですね。ですから何度も言いますけども、大阪市のままでの財政シミュレーションをぜひ出してください。特別区を設置して広域機能を一元化することは必然ではないと、むしろ特別区設置に伴って、先ほどから議論を聞いてますと、莫大なコストが発生すると、これが明らかになったわけです。私たちは、膨大なコストを払ってまで何のために大阪市を廃止して特別区を設置するのか、前回も同じような議論をしてましたけども、そのような必要はないと改めて認識したところです。

　私からの質問は終えます。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　理事者に対しての要求の質問もありましたんでちょっと関連で答えさせていただきますが、現在、Ａ、Ｂ項目のこの改革案件が進んでるのは、僕と当時の橋下市長のときは府市統合本部、そして今は吉村市長とこれは副首都推進本部という行政の意思決定の組織を、これが存在してるからできているものでありまして、これはあくまで人間関係によるものであります。事実、橋下知事時代は、平松市長とそういう組織すらつくることができませんでした、意思決定できる。したがいまして、今回、今の答弁の中で後段部分が一番大事でありまして、Ａ、Ｂ項目のような改革を今後とも継続的に進めていくためには、広域行政の一元化ができる制度が重要であるというのが考え方であります。そして、その制度をつくり上げるのがこの法定協議会の役割であるということも申し添えておきます。

　それから、大阪市の48年までの財シミュの議論は、これは大阪市議会の中でまたやっていただければいい話でありまして、現在、この法定協議会で行われてる財政シミュレーションの協議というのは、あくまでも特別区が設置されたときに現在の行政サービスが維持できるかどうかを考えるための試算でありますんで、48年までの大阪市の長期財政シミュレーションについては、これは市議会でしっかり議論していただければいいと思います。

（今井会長）

　理事者、ほかありますか。ないですか。

　吉村市長。

（吉村委員）

　48年までのという話ですけど、大阪市の推計というのは、これは粗い試算でもう出てるわけですから、48年までをするという必要性すら僕は感じていません。だから、これは市議会で組織を使ってやるということは今考えていません。

（今井会長）

　よろしいですか。

　次、黒田委員。

（黒田委員）

　自民党市民クラブの黒田でございます。

　私からは法改正事項についてお伺いいたします。

　前回の協議会におきましては、当初は中核市並みの能力、規模を備えた特別区をめざすんだと、そういうことで法改正によって対応する、そういう方向で議論が進められてまいりました。

　しかしながら突然、事務処理特例条例で対応する方向に方針転換をされたわけであります。これは、総務省との協議の中で、法改正ではなくて事務処理特例条例で対応することも可能であるといった意見が交わされて方針転換をしたということではございますが、この事務処理特例条例、先ほどのご答弁では地方の主体性とか、あるいは柔軟性とか妥当であるとか、そういったお話がありましたけども、要は法改正では時間がかかるためにスケジュールありきで安直に方針転換をしたと評価をせざるを得ないわけであります。

　そしてまた、今回の素案におきましては、はなから法改正をめざすんではなくて、事務処理特例条例で対応するというふうにされておりますが、事務処理特例条例では特別区が不安定な地に置かれるということを改めて指摘をしておきたいと思います。

　また、税源配分や財政調整にかかわっては、特例条例では対応できないために法改正をせざるを得ないものでございます。

　そこでまず、特別区の財政調整制度に係る地方自治法などの改正協議に関してお伺いをいたします。

　特別区の財政調整制度は、そもそも地方交付税の不交付団体である東京都を前提とした制度であって、交付団体に適用することは想定されていないんではないかと考えております。これは、我々が東京都に行ってお話を伺っても、また東京の都区協議会に聞いても、そういったことをひしひしと感じた次第でございます。現在、交付税相当額が財政調整財源になっていないことを考えあわせますと、国としては交付税そのものを財政調整財源とすることは妥当ではないという考え方を持ってるんではないかと思いますが、そのあたりはいかがですか。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　東京は不交付団体でございますが、大阪では府市ともに地方交付税の交付団体であるということから、大阪の実情を踏まえた制度設計としまして、市町村算定分の地方交付税相当額を財政調整財源に加えて特別区に配分する仕組みとしております。地方自治法では、財政調整交付金の財源を普通税３税に限られているということから、広域自治体が条例で定める額を加算できるように、関係規定の改正がなされるよう総務省と協議をしているところでございます。

　前回の協定書策定の際も、同様の法改正が行われる方向で総務省と協議は行っておりまして、それを前提とした協定書を総務大臣に報告したところ、特段の意見なしとの回答がなされたところでございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　黒田委員。

（黒田委員）

　現行の都区財政調整制度における財政調整財源は普通税３税と目的税２税となっております。今のご答弁にもありましたけども、今回の特別区素案では、これらの財源に地方交付税相当額を加えて財政調整を行うことになっております。この部分につきましては法律改正が必要であることが示されておりますが、国との調整が整う保証があるのかどうか、国との協議の状況、見通しについてお伺いいたします。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　ただいまの答弁にもございましたとおり、地方交付税相当額を財政調整財源に加えるという点につきましては、前回の協定書において総務省の同意を得た制度設計と同様の内容となっております。

　現在の協議状況といたしましては、特別区素案を本協議会にお示しした後、国に対し法改正が必要な事項も含め制度設計の内容についてご説明し、協議をスタートしたところでございます。引き続き丁寧に協議を進めていきたいと考えております。

　以上です。

（今井会長）

　黒田委員。

（黒田委員）

　丁寧に協議を進めるということですけども、国との協議が仮に整ったとしても、法改正が確実に行われるかどうか不安があります。法律改正が必要であるならば、例えば法改正が行われた後、住民投票を行ってもらうという方法もあるわけです。法改正に向けた手続きはどのように進めるのかお答えください。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　大都市地域における特別区の設置に関する法律の規定に基づき手続きは進むことになります。国との協議が整いましたら、総務大臣の意見を付し、特別区設置協定書を大阪府、大阪市の各議会に付議することになります。両議会で承認されれば住民投票を実施し、賛成多数となった場合、大阪府と大阪市で特別区設置の申請を総務大臣に行うことになります。この申請を受け、政府は申請日から六月を目途に必要な法制上の措置を講ずることになります。

　以上です。

（今井会長）

　黒田委員。

（黒田委員）

　今のご答弁では、住民投票後に国において適切に法改正を行っていただけるとのことでございますけども、改正には国会の議決が必要であります。そんなにスムーズにいくのかどうか、大変疑問を感じてるところでございます。法改正が実現する保証はないんではないかと思いますが、改めて事務局にお伺いします。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　繰り返し答弁になって恐縮でございますけれども、特別区設置法の第９条第６項におきまして、政府は特別区設置の申請があった日から六月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとするとされております。したがいまして、政府において必要な法改正の手続きを進めていただけるものと考えております。

（今井会長）

　黒田委員。

（黒田委員）

　要は法改正の手続きと議決は全く別だという、そのあたりをぜひともご理解をいただきたいと思っております。

　それからもう一点、総合区について１点だけお伺いします。

　我々は、総合区についてはあくまで市政改革であって、主戦場は大阪市会であるというふうに感じておりますが、１点確認させていただきます。

　総合区制度を導入する場合には、区の数が多いほうが住民に身近でよりきめ細かい行政サービスを行うことができると考えておりますし、我々は、昨年、総合区の説明会、24区で開催させていただきました、そのときにも皆さんにお伺いすると、合区について否定的な意見が非常に多かったというふうに感じております。また、アンケートでもそういった答えが出ておりまして、７割以上の方が合区には否定的であるというふうな回答がありました。

　そういった中で、総合区案の素案におきましては８総合区の設置案となっております。もちろんこれはあくまでたたき台であるということでございますが、我々の主張しております24区案とは大きくかけ離れております。

　また、我々は合区について否定してるわけではなくて、総合区の導入と合区の議論は別に議論するべきであると、このように感じてるところでございます。

　そしてまた、先ほど特別区に関してでございますけども、維新さんのほうから財政面だけで単純な議論をするべきではないという話もございました。そういった観点で、８総合区案との判断は24区の総合区案をシミュレーションした上での判断なのか、その点お伺いしたいと思います。

（今井会長）

　小林課長。

（事務局：小林制度企画担当課長）

　お答えいたします。

　総合区設置に当たりましては、きめ細かい行政サービスを実施できる体制をそれぞれの区に確保しつつ、区長がマネジメント力を最大限発揮できる仕組みづくりが必要となります。

　昨年度お示しいたしました総合区の概案におきまして、11区の場合であっても相当数の職員数の増が見込まれ、コスト増になるということをお示ししたところでございます。合区による集約効果が見込めない24区につきましては、さらに多くの職員の増加が見込まれることとなり、コスト増の観点から現実的ではないと判断したところでございます。

（今井会長）

　黒田委員。

（黒田委員）

　要はシミュレーションはしていないということでございますね。この点につきましては改めて市会のほうで議論をさせていただきます。

　以上で終わります。

（今井会長）

　次に、川嶋委員。

（川嶋委員）

　自民党、市会議員の川嶋でございます。

　私のほうからは、財政シミュレーションもお伺いしようと思ったんですが、先ほど来ずっと出ておりますのであれなんですけども、財政シミュレーション、先ほどから聞いておりますと、目的が区割り案の検討のため、また特別区の財政運営が将来的に成り立つのかを協議するためということでありますけれども、先ほど来の指摘にもあるとおりでございまして、非常にこの財政シミュレーションは粗い試算に基づいたものであり、相当の幅があるということでございます。非常に粗っぽい印象を持っております。特に、この中の根拠で、先ほど自民党から指摘をしておりますけれども、大阪市の中期財政の見通し、粗い試算をベースにしてあるにもかかわらず、その大阪市の数字というのは平成38年までであります、この特別区素案の財政シミュレーションは平成48年までということを考えると、その点も含めてきちっとした根拠に基づいていないということでありますんで、この数字、あくまでも一定の条件を置いた上での架空の数字ということで、この額が効果として上げられるということも約束されてるものではないということがこの場でも明らかになったということで、まず指摘をさせていただきます。

　重要なことは何か。もう一つ、我々、特に今、黒田委員からもありましたけども、都区財政調整制度の中で本当にこの制度が成り立つのかということが非常に重要な視点だと思っております。

　まず、各特別区において住民サービスが現在と変わらない水準が保証されるようなことを先ほど来言っておりますけれども、これが本当に保証されるのか。それとともに、各特別区、これ決算をベースにということは言葉で出るんですけれども、本当に各特別区の予算が組めるのかどうか。それとともに、留保財源がきちっと現在と変わらない水準で確保できるのか、その上で財政運営がきちっとできるのかということを検証すべきだと思っております。そのためには、東京の都区制度のような都区財政調整制度の基準となるモデル区というんですか、標準区の設定など、きちっとした精密・精査なもので財政調整の制度設計、そういうものができるものをきちっと作っておく必要があるのではないかと思っております。この東京都のような標準区というもの、このモデルを設定する必要があると思いますが、事務局はどのようにお考えでしょうか。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　標準区でございます。東京で申しますと人口35万人とかといったような条件を設定した区を想定されているわけですけども、こうした区を設定いたします趣旨は、特別区財政調整交付金の総額を個々の特別区に交付するための基準を定めるということにございます。東京の特別区の場合、23区の間で人口や財政規模などもかなり幅があることによりまして、モデルとなる標準区を独自に定めて算定しているものと考えております。

　一方、素案では４区または６区と区数が少なく、区割りの検討におきましても人口や財政規模が一定考慮をされておりますことから、特別区財政調整交付金の各特別区への配分基準につきましては、現行の地方交付税の枠組みを使うことによりまして制度設計が可能ということでございます。

　こうしたことから、地方交付税の算定方法をベースにしながら、生活保護等の義務度が高く、かつ区間の格差が大きい経費につきましては、その実態を踏まえて加算するなど、大阪特有の実情に応じた配分基準としたところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　ただいまのご答弁を聞いておりまして、まず、地方交付税の枠組みで制度設計が可能ということであるなら、それならなおのこと詳細の内容を示していただきたいと思います。

　大阪特有の実情に応じた配分基準ということでありますけれども、これが言葉ではなくて本当に保証されるのか、これもしっかりと見えるようにするためにも、恐縮ですけれども、モデル区というのの設定が要るのかと思います。

　そもそも留保財源が基準財政収入額の15％しかこの都区制度ではありません。地方交付税制度でしたら25％留保財源ありますけれども、この特別区になった場合には15％しかありません。そのことを考えても、財政的に成り立つのか、しっかりと予算が組めるのかということは確認をしたいと思っております。

　ちなみに東京都では、15％のところを地方交付税制度並みの25％保証するための仕組みとなっております。あわせて実財源もそうなんです。実財源も、調整財源が都税、この３税が都税となるために、実財源の割合が大阪市であったときよりもはるかに特別区になった場合は小さくなりますので、それを分母にしますと留保財源の絶対金額というのは今の水準が確保されるのかどうか、この見込みがないと思われますので、やっぱりモデル区が必要だ、標準区が必要だと思います。要は予算が組めるのかどうか甚だ疑問でありますので、改めてお願いを申し上げます。ここがやっぱり特別区制度の一番の肝であると思っております。ここについての議論が、前回の住民投票前の協議会ではきちっと議論がされていなかったのではないかと思っております。この点は、また引き続いて、私は大阪市会の大都市・税財政制度特別委員会でも質問させていただきたいと思っております。

　次に、一部事務組合のことをちょっとお伺いしておきたいと思います。

　新たに設置される特別区が、一部事務組合等への加入や新規の設立をするか否かについては、各特別区が設置されてから特別区自身が判断するべきだと思いますけれども、特別区素案において、各特別区長、各特別区議会議員がいない特別区の設置の日に各特別区を構成団体とする一部事務組合を設置するとされております。地方自治の本来の趣旨であったり、一部事務組合の制度の趣旨から言っておかしいのではないかと思っております。一体どういう手法で一部事務組合を設置することとしているのか、事務局にお伺いをします。

（今井会長）

　齊藤課長。

（事務局：齊藤事務事業担当課長）

　お答えいたします。

　特別区設置の日から現在の大阪市の事務を円滑に実施していく必要があるため、特別区素案におきましては、公平性や効率性、専門性の確保が特に必要な事務につきまして、一部事務組合を設置し、共同処理の手法を用いて実施することとしております。

　また、協定書に基づいて一部事務組合が設置されることになりますが、委員お尋ねの手法につきましては、特別区設置の日に、各特別区長職務執行者である元大阪市長が専決処分を行い、協議により規約を定め、大阪府知事の許可を受けるという手法を考えております。

　なお、各特別区議会の議員選出後、地方自治法の規定に基づき、各特別区議会に報告することになります。

　以上でございます。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　一部事務組合なんですけれども、東京23区では本当に限られたものしかありません。ごみの処理であるとか、一部、人事・厚生面の部分であります。そもそも地方自治法でも、東京23区における区域での一体的な事務処理が必要なものについては東京都の事務というふうにされておりまして、東京都の事務なのか特別区の事務なのかというのは明確に分けられております。冒頭、事務分担のお話、質疑されてる中でもありましたが、基礎と広域の役割を、これを徹底してきっちり分けたということでありますので、法の趣旨から考えまして、本来、特別区設置の日には一部事務組合があることはおかしいと思いますので、全ての事業を、広域の大阪府、それか特別区、いずれかにきちっと分ける事務分担をするべきだと思っております。それができないなら、逆に大阪市という自治体を廃止・分割することが誤りだったとみずから証明してるということになりますので、その点は指摘をさせていただきます。

　続いて、また一部事務組合のことなんですが、事務組合においては、複数の普通地方公共団体等が、行政サービスのあくまでも一部を共同で実施することを目的に設置するものであり、平成24年の地方自治法改正によって、構成団体間の協議が整わなくても、一部事務組合の構成団体である各特別区が、議会の議決を経て脱退する日の２年前までに他の全ての構成団体に書面で予告することによって、一部事務組合から脱退することが可能となったことは認識をしております。今回の特別区素案において、各特別区は一部事務組合からの実質的な意味合いでの脱退は可能なものとなっているのかお伺いをします。

（今井会長）

　齊藤課長。

（事務局：齊藤事務事業担当課長）

　お答えいたします。

　一部事務組合からの脱退につきましては、委員ご指摘のとおり、法的には、各特別区長の判断のもと、議会での議決を経て予告することにより可能となっております。

　今回の素案では、特別区設置時に事務を円滑に承継するために、公平性や効率性、専門性の確保が特に必要な事務について一部事務組合で実施することとしております。

　将来、特別区が一部事務組合を脱退する場合は、特別区間で十分協議が行われるものと考えておりますが、各特別区が一部事務組合を脱退するか否かにつきましては、一部事務組合設立の趣旨を踏まえた上で各特別区において判断されるものと考えております。

　以上でございます。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　今回作られます一部事務組合は、一般的な一部事務組合とは異なって、複数の分野にわたる、ある意味、総合的な一部事務組合であります。実際の脱退はやはり困難であると、このように言わざるを得ません。例えば現実的には、例えば住民情報系のシステム、これ一部事務組合が担うということなんですけれども、一部事務組合、抜けようと思えば、この情報システムに関しては相当なコストの負担をする覚悟がなければ簡単に脱退はできないと思われます。逆に財政的にゆとりのある特別区が、長期的な視点に立って、それぐらいのコストかかってもいいわということで、思い切って脱退する可能性もないことはありません。そうなると、残った今度は財政的にゆとりのない一部事務組合が、思ってた以上の費用を負担するようなリスクも出てまいります。そういうことを考えると非常にリスクが高いと思います。

　また、一部事務組合が新たな投資をする際、費用負担が発生するという状況では、例えば１つの特別区が反対しても他の特別区が賛成したら、反対した特別区も費用負担というのは義務が発生をいたします。

　本当に、いろんなことを考えると、最初からこの一部事務組合を置くということはそういう隠れたリスクがたくさん潜んでいる、このように考えられます。一部事務組合をつくるのではなく、法の趣旨から、先ほども申し上げましたが、本来は特別区設置の日には全ての事業を、都、大阪府または特別区のいずれかにきちっと分けておくべきものである、それができないなら大阪市を廃止・分割する必要はない、このことをまず申し上げておきます。

　特別区への分割を主張した答弁にあった、特別区設置時の事務を円滑に継承するために、公平性、効率性、専門性の確保が特に必要な事務について一部事務組合実施と、こう言われるんですね。効率性ということ、よく言われます。要は効率性を重視して、逆に特別区の自治をというか、もともとこの大阪市が持っていた自治を捨てるということで、効率性と自治を天秤にかけてるような状況になるのではないかと思います。効率化をめざすかどうかも含めて本来は、もし特別区に移行するのであれば、特別区の中で自治を決めるべきものであります。それが地方自治の趣旨でございます。この点もまだまだ議論はしたいですけど、時間がないのでまた市会の場で議論をさせていただくことを申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。

（今井会長）

　ここで一旦休憩に入りたいと思います。

　再開は午後３時30分からといたしますので、よろしくお願いいたします。

（休憩／再開）

（今井会長）

　それでは、ただいまから協議を再開し、引き続き質疑を続行いたします。

　公明さん、山田委員からお願いいたします。

（山田委員）

　公明党の山田でございます。

　まず、私からは、このたび示されました特別区素案と、現在、各区において、これからもそうですが、住民説明会が行われています総合区素案を今後議論していく導入として、コスト関係について何点か確認をさせていただきます。

　大阪市を廃止した上で新たな自治体とする特別区と、大阪市は存置したまま行政組織を改編する総合区、制度の違いにより、事務分担、組織体制などさまざまな相違点があります。特に、設置に要するコストについては、両素案で大きな開きがあると感じているので確認をしていきたいと思います。

　まずは特別区のコストについてお伺いいたします。

（今井会長）

　黒田課長。

（事務局：黒田戦略調整担当課長）

　まず、特別区設置に伴うイニシャルコストといたしましては、１つ目が、特別区と大阪府の各種システムの改修経費、２つ目として、各特別区において必要となる庁舎整備経費や一時保護所建設経費、あるいは職員の移転経費といった庁舎整備の関係経費、３つ目として、街区表示変更経費などのその他経費について試算しております。このうち、各特別区の庁舎整備に当たりましては、民有地を買収して新庁舎を建設する建設案と民間ビルを賃借する賃借案の２案についてそれぞれ試算したところでございます。

　その結果、試算額としては、試案Ａ、４区Ａ案でございますが、これが建設案が479億円、賃借案が302億円となります。内訳といたしましては、システム改修経費で182億円、庁舎整備経費について、建設案の場合は278億円、賃借案では101億円、移転経費として５億円、一時保護所建設経費が５億円、その他経費が９億円と試算しております。同様に、試案Ｂ、４区Ｂ案でございますが、この場合ですと建設案が561億円、賃借案が311億円、試案Ｃは建設案が686億円、賃借案が346億円、試案Ｄの場合は建設案が768億円、賃借案が354億円と試算してるところでございます。

　次に、ランニングコストにつきましては、システム運用経費、民間ビルの賃借料、新庁舎の維持管理等経費、教育委員会など各種行政委員会の設置に伴い新たに必要となる経費について試算したものでございます。

　その結果、試算額として、試案Ａは建設案の場合は39億円、賃借案の場合は45億円となります。内訳でございますが、システム改修費が32億円、民間ビルの賃借料が建設案の場合ですと２億円、賃借案の場合ですと12億円、新庁舎の維持管理経費が建設案で４億円、各特別区に新たに必要となる経費が１億円と試算しております。同様に、試案Ｂでは、ランニングコストですが、建設案が41億円、賃借案が48億円、試案Ｃですと建設案が52億円、賃借案が60億円、試案Ｄの場合は建設案が54億円、賃借案が58億円（後日、62億円に訂正）と試算しております。

　なお、イニシャルコスト、ランニングコストとも、試算過程におきまして一定の条件を設定して試算したものでございまして、今後、設置の時期や社会経済情勢の変動等により、実際のコストについては変動が生じる可能性がございます。

　以上です。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　ありがとうございます。

　今、イニシャルコスト、ランニングコストが、４案でそれぞれ庁舎を建設する場合と賃借するかの２パターン、８通り、お示しいただきました。

　では、続いて総合区のコストについてもお伺いさせていただきます。

（今井会長）

　黒田課長。

（事務局：黒田戦略調整担当課長）

　総合区の場合でございますが、総合区の場合は新たな自治体をつくるものではございませんので、必要となる庁舎整備の規模並びにシステム改修等の規模が小さくて済むこと、庁舎整備やシステム改修等に係る大阪府のコストが不要となることなどといった点で特別区とは異なる前提で試算しているものであり、イニシャルコストにつきましては、職員体制の変更に応じた執務環境を整備するための庁舎改修経費やシステム改修に要する経費を見込んでおり、そのコスト額は62.7億円と試算しております。内訳でございますが、庁舎改修経費が7.5億円、システム改修経費が49.3億円、その他経費が5.9億円としております。

　次に、ランニングコストにつきましては、システム運用経費を0.9億円と試算してるところでございます。

　総合区設置に伴うコストにつきましても、試算過程において一定の条件を設定しておりますため、特別区の試算と同様に、実際のコストについては変動が生じる可能性がございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　わかりました。総合区のイニシャルコスト、当初の設置コストですね、これ特別区のランニングコストの大体１年から２年分ほどでペイできるというか済んでしまうと。また、総合区のランニングコストは年間9,000万円です。やはり特別区のイニシャルコスト、ランニングコストともに相当かかってしまい、両者には大きな開きがあるというふうに思います。

　現在、この大阪市におきましては、待機児童対策に係る保育所整備、人口増加地域の校舎狭隘化に対する対策、高齢者対策など、取り組むべき課題も多く、これらの課題解決のためには、新たに整備・改修経費など、これまで以上に多くの経費が見込まれるというふうに考えます。基礎自治体を担う大阪市としては、これらの課題についてもしっかりと注力していくべきであり、特別区設置に伴う庁舎整備やシステム構築に係る莫大なコストについては、慎重に対応していく必要があるというふうに思います。そのため、今回示されました財政シミュレーションには、これらの課題に対応できる経費についてどのように見込まれているのかをお伺いさせていただきます。

（今井会長）

　楠見課長。

（事務局：楠見財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　財政シミュレーションのベースといたしましては、大阪市の今後の財政収支概算、いわゆる粗い試算の平成29年２月版の数値を使用しております。粗い試算では、平成29年度の当初予算を基本に、収支等に大きく影響のある新規事業や拡充事業などの影響が一定の前提のもとで反映されております。財政シミュレーションにおきましては市の粗い試算をベースにしており、その見込みどおり試算時点で把握できる数値をもとに、保育所の整備目標や過去の実績など一定の前提条件を置いて行った試算でありまして、その他の経費につきましては基本的には試算時点の水準で見込んでおります。

　以上です。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　今回示されましたこの財政シミュレーションは平成48年度までの試算であるにもかかわらず、市の粗い試算は平成38年度まででありますし、例示されました保育所の整備目標は来年度までとなっております。この保育所整備については、今年度は大阪市として、平成28年度、昨年度の３倍の116億円の予算を計上していますが、なかなか現状、完全に待機児童解消は難しいという状況もございます。やはり次年度以降も一定の予算を確保していかれるのではないでしょうか。しかし、これは市の粗い試算には反映されていないと、来年度までということでございます。先ほど申し上げました今後の課題解決に向けた経費については、個別に積み上げできちんと見込まれたものではないということがはっきりいたしました。

　一方、現在、市長と知事が連携して強力に進めていますビッグプロジェクト、例えばなにわ筋線、淀川左岸線延伸部、ＩＲ、万博、市環科研と府公衛研の統合に関する今後の整備、また、うめきた２期についても、今後事業費は膨らんでいくものと考えられます。特別区設置に伴いまして、特別区はニア・イズ・ベターの観点から住民に身近な業務を行うことになりますから、これらのビッグプロジェクトについては当然のことながら広域一元化のもと大阪府で行っていくものであります。

　まず確認させていただきたいのは、この大阪府の財政状況に関する中長期試算、粗い試算には、当然これらのビッグプロジェクトに係る財政負担が織り込まれているものというふうに思いますが、どう見込まれているのかお伺いいたします。

（今井会長）

　楠見課長。

（事務局：楠見財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　大阪府の粗い試算について、大阪府財務部に確認をいたしました。事業計画や現行の府市の役割分担など、策定時点で見込むことができる条件を前提としており、歳出につきましては平成29年度当初予算をベースに、事業費の規模や変動が大きく、財政収支への影響が大きいと考えられる一部の事業については原則としまして平成33年度まで個別に積み上げを行い、34年度以降は33年度と同額として試算をされているとのことであります。

　お示しの事業のうち、個別に積み上げが行われているものにつきましては、淀川左岸線延伸部に係る国直轄事業負担金、地方独法大阪健康安全基盤研究所への府交付金、うめきた２期における公園整備と土地区画整理に係ります大阪市への補助金であります。ＩＲにつきましては、誘致経費のみでありまして事業費が大きくないと認識していること、なにわ筋線につきましては、策定時において事業化を検討中であったこと、万博につきましては、策定時において誘致決定後の事業計画が未定であったことなどから、個別に積み上げを行っていないと聞いております。

　以上です。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　大阪府の粗い試算は財政シミュレーションの範囲外として見込まれていないということでございますが、このビッグプロジェクトの今後の財政負担は今回の財政シミュレーションではどのように見込まれているのかお伺いいたします。

（今井会長）

　楠見課長。

（事務局：楠見財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　平成29年２月の公表時点で市の粗い試算に織り込まれている事業につきましては、大阪府に仕分けられた事務に係る財政シミュレーションに反映されております。

　なお、先ほど上げられました事業のうち、なにわ筋線、ＩＲ、万博及び健康安全基盤研究所につきましては、平成29年２月に公表されました粗い試算に織り込まれていないため、財政シミュレーションでは見込まれておりません。

　以上です。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　今回示されました財政シミュレーションの中には、基礎自治行政として課題解決を迫られる対応は示されていないほか、市長と知事が進めているビッグプロジェクトについても、大阪府の粗い試算及び府の財政シミュレーションのいずれにも織り込まれていないということであります。

　例えば、なにわ筋線だけ見ましても、事業費が約3,300億円と言われておりまして、うち地方の出資分が1,180億円、これを今、府と市で折半して590億円ずつというふうに今の段階では考えられています。これらの大阪市分を各特別区で今後負担するのかというのもまた疑問でございますし、当然、広域行政で見なければならないんじゃないかなというふうに思います。そうなると1,180億円を府で見込まなければならないと。しかし、これは今は見込んでないということでございます。これでは、将来特別区の財政運営が本当に成り立つかの何の確証もございませんし、また、広域行政を一元化したとしても、非常に厳しい財政状況である大阪府のほうで広域行政を担えるのかどうなのか、何の担保もないということでございます。今後、市民の方にご判断いただく材料として、特別区設置に係るコストだけでなく、迫っている行政課題や既に進めている事業については、必要な事業費をきちんと織り込んだ財政シミュレーションを示していただきたいというふうに思います。

　そして次に、特別区の設置に係る協議を行うに当たりましては、総合区と特別区の両方において全く同一の前提条件で財政シミュレーションを比較する必要があるというふうに考えます。

　そのことについて若干申し上げさせていただきますと、前回の特別区、いわゆる都構想の議論におきまして、長期財政推計、財政シミュレーションですね、これが示されましたが、その中で、特別区になれば財源活用額が、平成29年度から平成45年度、この27年間で2,762億円も積み上がるかのような説明がなされました。しかしながら、この財政シミュレーションの算定の基礎となったＡ、Ｂ項目や市政改革、職員削減に係る効果額は、特別区にならなくても大阪市のままで実現可能なものがあるにもかかわらず、特別区にならなければ生み出せないかのような宣伝が行われたため、市民の方の中にはこうした効果額が生み出されることが特別区の大きなメリットと捉えた方も多かったというふうに思います。

　現在、大阪市と大阪府では、副首都・大阪の確立をめざして本年３月に副首都ビジョンを取りまとめましたが、その中で、副首都・大阪の実現に当たっての機能面の取組みを支えるための制度面、この取組みとして新たな大都市制度の確立が必要としています。これを受けて特別区素案では、広域機能の強化と基礎自治機能の充実を図ることができる大都市制度として、総合区と特別区の制度案を作成するというふうにしています。このように、総合区は副首都・大阪にふさわしい大都市制度として位置づけられてるものでございまして、ただ、広域機能強化の手法が指定都市都道府県調整会議か、または広域機能の一元化か違いはあるかもしれませんけども、総合区制度が広域機能の強化を図る一手法として明確に認められているわけでございます。この特別区素案では、大阪市の粗い試算とは別に財政シミュレーションを示しましたが、総合区ではこれがまだ示されておりません。総合区においてもこのＡ、Ｂ項目や市政改革、職員削減に係る効果額は示せるはずでありますので、ぜひ示していただきたいというふうに思います。特別区と同様に総合区の財政シミュレーションを本協議会に報告していただきたいというふうに考えますが、いつ報告していただけるか、最後確認させていただきたいと思います。

（今井会長）

　楠見課長。

（事務局：楠見財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　今回お示ししております財政シミュレーションにつきましては、区割り案を比較検討するための１つの資料といたしまして、また、各特別区の財政運営が将来的に成り立つか協議するための参考資料として示したものでございます。総合区につきまして、本協議会の検討のために必要ということであれば、特別区のシミュレーションで用いた改革効果をどこまで見込むのかといった課題があるので、そういった点を含めて前提条件等について検討した上で、できるだけ早い段階で示してまいりたいと考えております。

　以上です。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　この間の市会の議論でも、市長も言われてたんですけども、総合区か特別区か、その選択は市民にしていただくというふうにおっしゃられましたし、そうであるならば、市民の方が正しく判断できるように、総合区に係る財政シミュレーションをしっかり示していただきたいというふうに思います。できれば次回の協議会に資料として提出していただけるように私のほうから要望させていただきまして、私からの質疑を終わらせていただきます。

（今井会長）

　次に、八重樫委員。

（八重樫委員）

　公明党の八重樫でございます。私からも何点か確認をさせていただきます。

　今回示された特別区素案では、大阪市をなくし、現在の24区を再編する制度について書かれているわけですが、最も大切なこと、つまり政令市という行政がなくなった場合の住民サービスがどのように変化する可能性があるのか、十分想定される事態までは示されておりません。この説明を十分に尽くさなければ、住民の皆さんが、この制度を支持するのか支持しないのかという判断を正しくできる環境が整うとは思えません。

　そこで私から、この法定協議会でこの点をしっかりとお示ししてまいりたいと思います。すなわち、協定書に書かれている特別区素案が実行された場合、特に住民サービスがどういうことになるのかを確認していきたいと思います。

　まず、特別区設置に伴う大阪市の住民サービスについて伺います。

　特別区素案には、住民サービスを低下させないよう適正に引き継ぐとされており、これまで大阪市が実施してきた特色あるサービス、もう少し補足しますと、大阪府内の他の行政市では行われていない、というかやりたくてもなかなかできない極めて手厚い住民サービスについても、素案にはさりげなく内容や水準を維持するよう努めると記述されております。この努めるという言い方も非常に苦しい言い方です。これは誰かがそのように頑張りますという決意の表明と解釈できます。

　そこでまず、この特別区素案や、また、将来的には、協定書に内容の水準を維持するよう努めると記載することで、法的拘束力が生まれるのかどうかを確認させていただきます。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　特別区素案におきまして、事務の承継に係る基本的な考え方といたしましては大きく２点明記してございます。

　１点は、住民サービスを低下させないよう適正に事務を引き継ぐこと、それから２点目としまして、例えば敬老パス事業や幼児教育無償化などの大阪市が独自に実施してきた特色ある住民サービスにつきましては、特別区設置後において地域の状況やニーズを踏まえながら内容や水準の維持に努めること、この２点を明記してございます。

　事務の承継の方針について協定書に記載するかどうかについては、今後、本協議会において議論されることになると思いますけれども、協定書に記載された場合には、法令の規定に基づきまして府市両議会の議決、それから住民投票という手続きを経て、これらの方針も確定されることになります。こうした協定書の作成手続の趣旨を踏まえると、適切に事務が特別区に承継されるものと考えてございます。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　今の答弁では２つの疑問ができました。

　まず、協定書に記載された場合はこれらの方針も確定されることになるという言い方。確定されるのは方針であって、確実性はないとも言えます。

　そしてもう一点、適切に事務が特別区に承継されるものと考えるという言い方。承継されるとは言い切っておられません。承継されるものと考えるとは、事務方の答弁ではここまでが限界と思います。私は法的に拘束されるかとお聞きをいたしました。ただ、今の答弁では、法律で確実に事務の承継が担保されたものではないということの裏返しとも捉えられますけれども、もう一度お聞きをいたします。

　これまで大阪市という他市ではまねのできない手厚い住民サービスは、今後も確実に維持されるのでしょうか。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　協定書は特別区設置時の事務事業等について記載するものでございまして、協定書をもって直ちに特別区長を拘束するものではございませんけれども、繰り返しになって恐縮でございますけれども、特別区設置後の住民サービスの内容や水準は、さきに述べた協定書の作成手続を経て決定されるため、適切に事務が特別区に承継されるものと考えてございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　最初にも申し上げましたように、これはそのときそのときの首長、もう少し具体的にいえば、今後の大阪府知事が頑張って、そのときの住民サービスの優先順位はどうあれ、これは約束だから継続しなければならないとの決意を持って行政運営に当たらなければ維持できないという性格のものである点は指摘しておきたいと思います。

　次に、住民サービスの維持について財政面から確認をさせていただきます。

　現在、大阪市が独自で実施している事務については、財政シミュレーション上ではどのように盛り込まれているのか伺います。

（今井会長）

　楠見課長。

（事務局：楠見財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　財政シミュレーションのベースといたしましては、大阪市の今後の財政収支概算、いわゆる粗い試算平成29年２月版の数値を使用しております。粗い試算では、平成29年度の当初予算を基本に、収支等に大きく影響のある新規事業や拡充事業などの影響が一定の前提のもとで反映されております。大阪市が実施しております独自事業、任意事務につきましても、粗い試算で見込まれた数値が基礎となっております。

　以上です。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　財政シミュレーションでは、大阪市の粗い試算の数値、具体的には平成29年度当初予算の数字をもとに作成されているということですが、次に、大阪市の独自事業の中でも象徴的に市民に手厚い事業と言える敬老パスに限定して確認をしたいと思います。

　財政シミュレーション上、この事業は具体的に幾らを見込んでいるのでしょうか。

　もう一点、敬老パス事業費のこれまでの推移をお伺いさせていただきます。平成20年度からの毎年度、どれぐらいの事業費を費やされてきたのか、決算額がどのように推移してきたのか伺います。

（今井会長）

　楠見課長。

（事務局：楠見財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　平成29年度当初予算の敬老パスの乗車料軽減に係ります事業費につきましては49億円となっております。利用者負担を考慮いたしました税等一般財源ベースで申し上げますと40億円となっております。財政シミュレーションのベースとしました粗い試算では、これを基本といたしまして、高齢者推計人口の伸び率を踏まえまして事業費の増加が見込まれており、平成35年度の事業費は53億円、税等一般財源は43億円と推計されております。

　また、平成20年度以降の決算額につきましては、福祉局に確認いたしましたところ、平成20年度から25年度までは各年度おおむね80億円前後で推移し、平成26年度は約62億円、平成27年度以降は50億円を下回り、平成28年度は約47億円とのことであります。この間におけます利用者負担関係の制度改正といたしまして、25年７月から１人3,000円の利用者負担が、26年８月から利用１回につき50円の負担が導入されております。

　以上です。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　さらに今の答弁を何点か確認させていただきます。

　まず、この敬老パス事業は、今年度、40億もの一般財源を大阪市独自で捻出し、執行されておられます。非常に高齢者に手厚いサービスになっております。そして平成35年度までは、高齢者人口の推移からふえていくと想定し、増加を見込んで積算しておられますけれども、その後のシミュレーションは反映されてはおりません。

　さらに、この事業は４年前までは80億円規模の予算を計上しておりましたけれども、利用者から負担をいただくようになってからは毎年減り続け、今年度はピークの半分ぐらいの予算となってしまったことを踏まえ、つまり利用者が激減したため、実は大阪市は来年７月からこの3,000円の利用者負担を廃止するという議案を今議会に提案される予定と聞いております。この点は考慮をされておりません。

　そこで、もう一度確認をいたします。この敬老パス事業を維持していこうと思えば、特別区は来年民営化される大阪市高速電気軌道株式会社に対して事業費を供出していかなくてはなりませんが、現状から今後大幅に増加することが見込まれるこの事業費を、財政シミュレーション上ではどのように見込んでおられるのでしょうか。

（今井会長）

　楠見課長。

（事務局：楠見財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　財政シミュレーションのベースとしました粗い試算では、試算時点で把握できる数値をもとに高齢化の見込みや過去の実績など一定の前提条件を置いて試算しております。

　なお、お示しの敬老パスの例のように、その後に決まりました制度改正の影響などについては見込まれておりません。

　以上です。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　そうですね、まだ決定していないわけですから見込んでいないと思います。しかし、今議会で決定されれば、この推移を見込んだ変更が必要と思いますので、この点を指摘しておきたいと思います。

　次に、財政調整制度について確認をいたします。

　財政調整制度の特別区と大阪府の配分割合は、大阪府・特別区協議会（仮称）において毎年協議して決めることになっております。特別区素案では、その配分割合は、平成25年から27年の３カ年平均をとり、特別区79.2％、大阪府は20.8％とされております。

　そこで伺いますけれども、この特別区と大阪府の配分割合を決める手続きはどのようになっているのか確認をいたします。

（今井会長）

　楠見課長。

（事務局：楠見財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　素案でお示ししました財政調整制度につきましては、現行法上の都区財政調整制度を基本に制度設計したものであります。特別区財政調整交付金の配分割合等につきましては、東京都においても地方自治法により都の条例で定めることとなっております。配分割合を決めるための手続きとしましては、大阪府・特別区協議会、これは仮称ですが、において協議を行い、知事がその意見を聞いた上で条例案を作成し、府議会での議決を経るということになります。

　なお、財政調整財源の特別区と大阪府間の配分割合の適正さについて、原則としまして大阪府側が説明責任を負うこととしております。大阪府・特別区協議会において、財政調整制度の運用状況や財政調整財源の充当状況を大阪府が報告し、配分割合などについて毎年度検証し、必要に応じて協議する仕組みとしております。

　以上です。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　財政調整財源の配分割合は大阪府において条例を制定する必要があります。つまり、大阪府と特別区の交付税も含めた財源の配分割合は、大阪府議会の議決が必要であることを確認させていただきました。

　敬老パス事業のような大阪市だけが行ってきた大きな予算を伴う独自の事業を維持していくかどうかは、特別区になってしまうと、実はそれを決定する主体は知事でも特別区長でもなく、特別区議会だけでもなく、大阪府議会もその重要な一員として判断し、決定することになります。大阪市という人口270万人の日本で二番目に人口の多い巨大な政令市であるからこそ、大阪府という都道府県からも、他市の市町からも、大阪府知事からも一切の干渉を受けずに独自で物を決め、大きな財源をもって他の中核市でも全く真似のできないうらやましいほどの住民サービスを手厚くできてきたわけです。今日は、その最も象徴的と思われる敬老パス事業についてのみ取り上げましたが、ほかにも例えば市内在住の中学生を対象に塾やスポーツ教室の費用を月１万円助成する塾代助成事業、この事業は今年度約24億円を計上しております。ほかにも幼児教育の無償化に約54億円、子ども医療費助成制度も今年度から府内トップ水準の18歳まで対象を拡充し、80億円を計上しております。本当にこれらの事業は維持し続けられるのでしょうか。さらに視点を変えていえば、他の中核市にはこうした事業を推進するために大阪府は一切助成しないのに、特別区にだけ予算を配分し、手厚い事業を継続させる、いわゆる制度のダブルスタンダードを認めることになってしまいます。しかも、この予算配分を最終的に決定するのは大阪府議会であり、府議会定数88人のうち、現在、大阪市内選出議員はわずかに27人、今後もこうした市内優遇の予算を継続できるかは甚だ疑問と言わざるを得ません。東京都のように不交付団体で、国からの仕送りもなく、自立した財源を確保し、運営している行政なら、それも可能かもしれません。しかし、大阪府だけでなく、大阪市もまだまだ交付団体です。現時点で大阪市が不交付団体であるなら、こうした予算の優遇措置もいたし方ないと思いますが、同じ交付団体なのに特別区だけ手厚い住民サービスを継続しなければならないのか、他の行政の市民も黙ってはいられないと思います。政令市という自律した自治体であるから、他の都市は大阪市がどのような住民サービスをしようと意見はできなかったわけです。

　国は人口要件をそれまでから70万人まで緩和して政令市の移行を推進してきました。これらの市はなぜ政令市をめざしたのか。逆に言えば、歴史上、なぜ１つも政令市の権限を放棄して中核市に移行した市はなかったのか、余りにも明白であります。政令市をなくすということが住民にとってどういうことになるのか、今後もしっかりと大阪市民の皆さんにご理解をいただけますよう、この法定協議会で議論してまいりたいと思います。

　以上で私の質問を終わります。

（今井会長）

　それでは最後に、共産、山中委員から、よろしくお願いいたします。

（山中委員）

　それでは最後に、日本共産党からも何点か質疑をさせていただきます。

　おととしの５月に、大変な税金と時間とエネルギーが投入されて、市民を本当に真っ二つに分断した上で住民投票は否決ということになりました。この結果は極めて重いものだと思います。大阪市廃止という事の重大性から考えても、住民投票という手法の重さから考えても、これを覆して再度住民投票を行うなどということは本来はあり得ないと、まず申し上げたいと思います。それでも、それでももう一度と言う以上、よほどの必要性、理由づけ、根拠が必要だというふうに思います。ところが今度の素案を見せていただく限り、そのようなものは見受けられませんし、どうしてももう一度住民投票というような切迫感は全くないというふうに思います。ただただ虚構にすぎない、副首都という冠にすれば事足れりとしているに過ぎないと言わざるを得ないというふうに申し上げたいと思います。

　若干重複いたしますけれども、大体、前回否決された案と今度の素案にはどういう違いがあるんでしょうか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　お答えいたします。

　特別区素案の作成に当たりましては、知事・市長の制度設計に係る指示を踏まえ、住民不安を解消するため、特別区の財政基盤の安定化・均衡、住民サービスの継続、地域コミュニティの維持等に配慮することを方針といたしました。この方針のもと、区割りについては、財政基盤の安定化に配慮し、自主財源の格差が特別区間で均衡するよう作成いたしました。事務分担につきましては、基礎自治体優先の原則のもと、特別区の事務を拡充するとともに、現在、大阪市が実施している特色ある住民サービスは適正に承継するとした上で、地域の状況やニーズを踏まえながら内容や水準の維持に努めることを明記いたしました。財政調整制度につきましては、住民サービスの適切な提供に必要な財源が確保されていることをお示しするため、特別区財政調整交付金の算定方法、算定項目を明確化するとともに、大阪府・特別区協議会での調整の仕組みとして、協議が不調となった場合における第三者機関のイメージを具体化したところでございます。このほか、地域コミュニティの維持や窓口サービスの継続に配慮して、現在の24区単位で地域自治区を設置し、あわせて住民意見を区政に反映するため、地域自治区に地域協議会を設置することとしたところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　いろいろおっしゃいました。特別区の財政基盤の安定化・均衡、住民サービスの継続、地域コミュニティの維持等に配慮することを方針としたというふうにおっしゃいましたが、やっぱり前回の案と大した違いはないというふうに思います。突き詰めれば、５区案なのか、それとも４区ないし６区案なのかという違いがあるだけで、とてもではありませんけれども、あの住民投票をもう一度と、そんなような代物ではないというふうに思います。しかも、最も肝心なことは、先ほどもありましたけれども、大阪市を廃止する、政令市としての財源、権限を取り潰すという点では、これは、当然ですけれども、全く変わりがないということです。申し上げるまでもなく、今や政令市は20市に及びます。神奈川にはもともと横浜と川崎、さらに相模原市が政令市になりました。余り大きくない静岡県でも、静岡市に続いて浜松市も20番目の政令市として名乗りを上げました。大阪に２つあっても全然不思議はないですよね。より多くの権限や財源を持つ基礎自治体をめざして合併してでも政令市になろうとする、つまりそれこそが地方自治の強化・拡充、これが時代の趨勢というものだというふうに思います。まさに、この大阪市廃止・分割、いわゆる都構想は、この地方自治拡充、地方分権の流れに逆行するものにほかならないということを申し上げたいと思います。私は、おととし５月の住民投票で否決をされた最大の理由は、やっぱりここにあるのではないかというふうに思っています。権限も財源も奪われて、市民サービスの低下や身近なまちづくりなどへのマイナスの影響が出るんじゃないかという不安を持たれたんだというふうに思います。そしてそれは当然のご心配だというふうに思います。地方自治破壊、あるいは地方自治後退という本質が変わらない限り、市民は受け入れないと思います。これは申し上げておきたいと思います。

　それで、大阪市廃止の必要性について総論等であれこれ言われてるわけですけれども、改めて、府と市があることで市民にとって不都合なこと、こういうことが一体あるんでしょうか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　大阪の課題であります経済の低落傾向や人口減少社会への対応、こういった課題を解決し、大阪がさらなる成長を遂げ、その果実をもとに豊かな住民生活を実現していくためには、広域機能の一元化、二重行政の解消による都市機能の強化や住民に身近な基礎自治の充実といった大都市制度改革が必要、こういった認識のもと、副首都・大阪にふさわしい大都市制度として特別区制度と総合区制度を検討しておりまして、両制度の素案を取りまとめたところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　いろいろおっしゃいましたけども、特に不都合があると、そういうことはおっしゃらなかった、不都合についての言及はなかったと思います。あれほどの住民投票をもう一度やらなきゃいけないような不都合は何もないということだと思います。

　それで、大阪市廃止の必要性については、相変わらず綺麗事のご答弁がありましたけれども、私は内実はそんなもんじゃないというふうに認識をしています。橋下前市長が知事であった時代に、大阪市の権限と財源をむしり取るとおっしゃったことは余りにも有名ですけれども、当時の例えば維新の会のＯＮＥ大阪運動というこういう文書などでは、大阪市の膨大な資産を有効活用することなしに大阪の発展はない、大阪市の資産を使った府市双方の財政再建、資産20兆円、負債12兆円などと非常に露骨に書かれているわけですね。例えば水道を統合して、新大阪から至近距離の大変至便な柴島の土地を売却すればいいとか、ごみ焼却施設を統廃合して有効活用するとか、いろんなことが書かれているわけです。つまりここから、当時もさんざんそんな議論をしましたが、読み解かれることは、ともかく府の財政は厳しい、市の財政も厳しいけれど市には膨大な資産がある、これを何とかしたいというのが、この制度いじり案といいますか、大阪市廃止・分割案の出発点だった、これが内実だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

（松井委員）

　会長。

（今井会長）

　先に榎下……。

（松井委員）

　財政運営の基本的な考え方なんで、委員として知事としてちょっと。大阪府が再建のために、一番重要なとこなんですけど、大阪市の財産を取り上げるような発言をされてますんで、ちょっと答えさせてもらいたいと。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　まず、今、山中委員からお話ありましたけども、現在、大阪市民に不都合があるかという話がありましたけども、これは、橋下市長と僕になる以前は、なぜ不幸せと揶揄されて、大阪市民から見れば、なぜ大阪市の行政運営に対してあれほどの批判があったんでしょうか。今は、大阪府と大阪市でこの６年間、不幸せなんて揶揄される、そういう表現すらされておりません。これは人によって成り立っているものであります。したがいまして、現在、大阪市民にとって、これは府市一体で行政運営をしても大阪市民の皆さんに不都合はかけることはないと。これは制度を変えても同じことだと思ってます。

　また、政令市の話をされてましたが、じゃ、あちこち政令市ができ上がってるから、これは分権の方向性としては政令市を解体するのはとんでもないという、そういう話になりますが、東京23区は23区全体で政令市になりたいなんていう話は聞いたことがありません。

　要は広域を一元化して、まさに一極と呼ばれる東京都が運営をされているわけですから、それはさまざまなエリアの特徴によって行政の制度というものは、ベストはなかなか、これがベストだというのはありませんが、よりベターをめざしていこうということで、東京に続く二極、大阪を二極にしようとするならば、やはり我々は、行政制度、二度と二重行政と揶揄されるような形にならないように変えていくべきだと思ってます。

　この大都市制度の改革は、大阪がさらなる成長を遂げ、その果実のもとに豊かな住民生活を実現していく目的で検討を進めているものでありまして、大阪府が大阪市の資産を奪うとか、そういうものではありません。

（今井会長）

　事務方はもういいの。いいですか。

　山中委員。

（山中委員）

　今、知事がおっしゃった大阪の成長と大都市制度改革、これはやっぱり私は関係ないと思います。それは後ほどちょっと議論させていただきます。

　それと、東京は、23区は確かに政令市になりたいとは言ってないですけれども、こんな半人前の特別区ではなくて市になりたいという、そういう声は……

（松井委員）

　中核市並みですね。

（今井会長）

　先、山中委員。

（山中委員）

　上がり続けているということ、それは申し上げておきたいと思います。

　そういうふうにいろいろおっしゃいますけど、実際にこういうＯＮＥ大阪運動のいろんなものがちゃんとあるわけで、とにかく市には負債に倍する資産がありますから、もちろん簡単に売り飛ばしていただいては困りますけれども、橋下氏が知事時代に地下鉄を売ってでも淀川左岸線延伸部をすぐにやると言われたように、やっぱり垂涎の的というか、ここに目をつけたのが制度論の始まりだったということを申し上げておきたいと思います。

　それを聞こえがいいように無理やり、広域機能を一元化して都市機能整備を強力に進めると、それで大阪が成長して、その果実で住民生活を豊かにするなどというふうに、絵空事を言っているにすぎないと思います。この都市機能整備というのは、施設や事業の統合とともに、とりわけ広域インフラ整備を指すものだというふうに理解をいたしますけれども、広域インフラとして素案では例えば淀川左岸線延伸部やなにわ筋線等が例として示されています。私たちは必要性を感じませんけれども、しかしともかくも事業スキームも固まっていますよね、固まっている。これらを推進するのに大阪市廃止・分割、これが必要なんでしょうか。

（今井会長）

　小林課長。

（事務局：小林制度企画担当課長）

　広域行政につきましては、かつては府市がそれぞれの考え方に基づいて取り組んだ結果、大阪の強みを十分生かせない状況にあったということが言えると思います。現在は、知事・市長、各部局間の協議・連携が進みまして、戦略の一本化や二重行政の解消が一定進んでいるということでございます。今後、都市機能をさらに強化していくための都市インフラの整備や成長戦略の実施などを進め、副首都・大阪を確立し、持続的な発展を実現するためには、中長期にわたる継続的な連携が必要となります。特別区の設置の場合、広域機能が一元化されることで、戦略の一本化や二重行政の解消に向けた取組みを府市連携により進めるのではなく、将来にわたり制度的に担保されるということになるということであります。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　そういうふうにおっしゃるんですけれども、私はここはやっぱりこの制度改革の背景として大事な問題だと思うので少しこだわらせていただくんですけども、これらインフラ整備と大阪市廃止というか、大都市制度のあり方とは関係ないというふうに思います。技術面では大阪市は蓄積がありますし、別に大阪市廃止なんていう必要は全くない。何ですか、かつて何かばらばらだったかのようによく言われます。今もそのために大阪の強みが生かせなかったとかという、そういうご答弁でしたけども、事インフラ面に関しては、まさに中長期的に連携してきたというふうに私たちは思っています。これ中身的には、私たちにすればよくも悪くもという感じではありますけれども、とにかく同じような経済政策、成長戦略を持って連携してきた、これが本当のところだと思います。ネックになるのは常にお金の問題だと思いますよ。確かに橋下氏と平松両氏の間で幾つか意見の違いがあったようにも言われていますけれども、例えば淀川左岸線延伸部については、当時の平松市長や大阪市の考え方は、私どもとは違って、淀川左岸線延伸部の必要性は認めていたわけです。反対していたわけでは決してありません。ただ、当時の考えられる事業スキームでは、どの事業スキームをとってみても市の負担が1,000億円を超えると、そういうような話で、淀川左岸線延伸部は通過交通であることからも市民のメリットが少なく、それほどの負担は市民の理解を得ることは難しいのではないかといった考えや議論が一部にあったというふうに聞いています。それが今回、4,000億円の事業費のうち、有料道路事業が2,200億円、国直轄事業が1,800億円と、こういうスキームになって、地方負担は国直轄事業の３分の１、これをさらに府市折半ということで、市の負担は300億円ということになったわけです。私たちにすればこれでも大きいと思いますけれども、市の当局としては市の負担が大幅に低減できたと、こう評価していると思うんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

（今井会長）

　小林課長。

（事務局：小林制度企画担当課長）

　これまでの間、府市の連携によりまして、さまざまな事業が取り組まれてきております。淀川左岸線延伸部の事業化に当たりましては、高速道路利用者の負担を中心に、地方負担を軽減する事業スキームの構築に向け、有料道路事業の拡大及び国直轄事業の導入を国などへ要望してきた結果、本年の４月より両事業の合併施工により事業化がされたというふうに関係局に確認しております。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　そういうことですよね。これは通過交通なので市の負担が大き過ぎるということで、ずっといろいろとやってこられてこういうスキームができたと。東京で、例の１メートル１億円かかるという悪名高い東京外環道が、まさにこの有料道路事業と国直轄事業の合併施工という先鞭をつけましたので、とにかくそういう事業スキームが固まっているわけです。

　それで、一方、なにわ筋線の場合も、梅田関空間５分短縮するのに3,300億円ということで大変批判も強いですし、私たちはこれも必要ないというふうに考えていますけれども、こちらのほうは三セク方式による地下鉄建設の事業スキームで建設するということで、3,300億円のうち地方負担1,180億円、府市折半で590億円ずつと、こういうことです。こういう三セク方式での鉄道建設は、これが初めてということでは決してなくて、これまでにも京阪中之島線や阪神なんば線などがそうだったわけですが、地方負担分については大阪市が３分の２、府が３分の１というように、同じく府市協調して支出をしながら事業を進めてきたんではなかったでしょうか。

（今井会長）

　小林課長。

（事務局：小林制度企画担当課長）

　関係局に確認しましたところ、なにわ筋線につきましては、近年になり、梅田貨物が移転して、うめきた２期開発が動き出すとともに、ＪＲ東海道線支線の地下化、新駅設置が事業化され、うめきた新駅からＪＲ難波駅及び南海難波駅を結ぶ路線として収支採算性が確保できるスキームのめどが立ったことや、インバウンドが急増するなど社会情勢の変化から実現に向けた機運が高まり、鉄道事業者などの関係者と事業化に向けた検討を進めているというふうに聞いております。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　そういうことですよね。何を申し上げたいかというと、これら広域インフラの整備というのは、すべからく国、国交省の主導のもとに行われるわけで、地方は好むと好まざるとにかかわらず応分の負担を求められると、そういうものだということです。ご答弁あったように、なにわ筋線は2011年に国交省の検討調査で収支採算性が確保できるということが示されてから前に進んだわけですし、市営地下鉄だって国が補助採択してくれなければできません。決定権は国、淀川左岸線は国直轄事業、地方は負担を求められて、府県や市がその割合を決めて負担をしていく、そういうものですよね。かつて橋下、当時知事だったと思いますが、ぼったくりバーと一緒だというふうに言われましたけれども、いずれにしても府と市の広域機能を一元化しなければ広域インフラが進まないなんていうことは、これはあり得ないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

（今井会長）

　松井知事。

（松井委員）

　今、山中委員のお話ですけれども、この広域インフラにつきましても、国と協議する上において、例えば淀川左岸線、なにわ筋線においても、地元の自治体、特にそのエリアになります大阪府、大阪市の意見が一致するかどうかというものが絶えず尋ねられ、そこで明確に一致してることをお示ししない限り国土交通省も簡単には動きません。これは、なにわ筋線にしても淀川左岸線にしても、橋下市長時代、吉村市長と今の時代、これは大阪府と大阪市で副首都推進本部という意思決定機関で物事を決定しているからこそ国を動かすことができたと。山中委員が言われてんのとは逆だと思います。

　それから、淀川左岸線においても山中委員は大阪市の負担が多過ぎたと、大阪市民の皆さんの負担が大き過ぎたということですよね。だからこそ、淀川左岸線は距離でいきますとどうしても大阪市の負担が大きくなります。しかし淀川左岸線については、これは大阪市内だけが利便性向上するんではなくて、府域全体の利益に資するものだと、そういう広域インフラだという判断をしたから、当時、僕と橋下市長とでこの負担を２分の１ずつという、そういう政治判断をしたわけでありますから、これ、副首都推進本部、それと当時、僕と橋下市長という、そういう関係性がなければ淀川左岸線についても着手はできなかったというふうに思っております。その辺の認識が山中委員とは大きくずれてるというふうに考えてますんで、これはお金だけの話ではなく、そして国の、国土交通省の指示で動いたわけでもなくて、まさにこの広域インフラについては現在は大阪府と大阪市で広域の意思決定が一元化できてると、この組織があるがゆえに動いているということなので、勘違いのないようにしてもらいたいと思います。

（今井会長）

　小林課長、もうええの。いいんですか。

　山中委員。

（山中委員）

　私の発言聞いてらっしゃいましたか。

（松井委員）

　聞いてますよ。

（山中委員）

　平松さんだって反対じゃなかったでしょうと。ずっと当局も含めて、こんな手法、あんな手法というふうにやってきて今があるわけでしょう。私たちは、繰り返しますが、必要ないと、淀川左岸線延伸部もなにわ筋線も必要ないけれども、決して松井知事と橋下市長、あるいは吉村市長のコンビだったからこそできたというのは、それはやっぱり違うということを、いろんな文書などを見ながらそういうことを申し上げさせていただきました。

　今、じゃ、知事も広域機能を一元化しないとできない、できないというふうにおっしゃいましたけど、なにわ筋線にしても淀川左岸線延伸部にしてもスキームも固まっている、これ以上、広域インフラ整備を強力に推進できるという、そういうご答弁ですが、じゃ具体的にこれ以上何をなさろうとしているのか。素案見ますと、リニア新幹線や北陸新幹線の延長と、こういうものが例示されていますけれども、まさに権限は国とＪＲでしょう。国際コンテナ戦略港湾も言われていますけれども、これも既に国直轄事業で進められていますので余り関係ありません。大阪市廃止と広域インフラの整備というのはやっぱり関係ありません。また、そうでなければ愛知だとか神奈川だとか兵庫ではこれ進まないということになってしまいますから、決してそんなことはないわけです。

　それで、国主導でやるとなれば、府県と政令市とでの役割分担がありますね、先ほど申し上げましたなにわ筋線、淀川左岸線延伸部は、これは府市折半ということになった。ＪＲ東海道線支線の地下化は地方負担が238億9,000万ですが、これは全額市負担、府は出していません。うめきた新駅の地方負担49億円は府市折半になるのではないかというふうに言われています。かつて関空ができたときには、出資金や貸付金など地方も負担したわけですが、このときは府の負担は市の２倍。こんなふうに受益に応じるという、そういう形でそれぞれ負担をしているわけです。何にも財布を１つにする必要もないということを申し上げておきたいと思います。

　それで、西日本全体の成長エンジンにするために府市統合というのも、これも説得力はないということを申し上げたいですね。橋下知事、平松市長の時代でも、先ほども言いましたけど、成長戦略に余り違いはありませんでした。決して府があっち向いて、市はこっち向いてるということではなかったです。産業振興、観光施策、それぞれの持ち場持ち場でしっかりと頑張ればいいわけで、協力すべきは協力すべきですけれども、合体だとか統合だとかの必要性はやはりさらさらないというふうに思います。

　むしろ申し上げたいのは、住吉市民病院などは統合しようとして今もう混乱の極みとなっています。あるいは中小企業信用保証協会にしても、肝心の制度融資ががた減りになっているというふうに聞いています。あるいは市立の特別支援学校は府に移管されましたけれども、その結果として学校維持運営費の削減や実習助手の激減などなど教育環境の低下が著しいという声が上がっています。統合したりして良くなったというよりは、後退しているというのが現状であって、決してここで言われてるように一元化したり統合して良くなるとは考えられないと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

（今井会長）

　小林課長。

（事務局：小林制度企画担当課長）

　広域機能の一元化によりまして、司令塔機能が一本化されることにより、責任主体が明確化され、判断や意思決定が円滑に進むことにより、迅速な推進が図られると。また、産業や雇用、観光等のソフト面と交通インフラや拠点形成のハード面を一体化に実施し、戦略的な施策展開が図られることにより、強力に推進されると。また、府域全体の広域的な視点で大阪が有する資源の最適活用を行うことにより、効果的な推進が行われるというふうなことが可能になるということを素案にお示ししております。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　司令塔機能が一本化されて意思決定等がスムーズになるとかいろいろおっしゃいましたけど、実際に統合した具体の例で、プラスどころか逆にさまざまな問題が生じているということを指摘させていただいています。

　信用保証協会の統合でも、管理費用などは多少減らせたかもしれませんけれども、本来の役割という点ではむしろ後退しているのではないかと思える節があります。一般融資は少し増えているけれども、中小の頼みである融資制度が大きく減少をして、銀行への預託金も府も市も大きく減っているというふうに聞いています。市は平成25年度945億円が28年度は803億円、府のほうは25年度4,018億円が28年度には2,710億円にまで減っていると、こういうことを申し上げておきたいと思います。

　いずれにしましても、こういう成長なり経済政策といえば、やはり消費の低迷が一番の問題だと思います。この７月、９月期で見ても、輸出は少々伸びているけれども、家計消費はマイナスです。個人消費はマイナス0.5％、特に耐久消費財がマイナス1.2％、民間住宅がマイナス0.9％と、強烈な状態になっています。この家計消費の冷え込みを何とかするためには、働く人の賃金を引き上げるとか、非正規雇用をなくすとか、社会保障の充実で将来不安の解消に努めること、こういうことが肝要だと思います。ですから、インフラ整備であれ経済政策であれ、これは統治機構の問題ではなくて、その中身の問題だということを強く申し上げたいと思います。

　それで、府市統合して大阪の経済を浮揚させるために具体的に何をするのかと、ここは、皆さん方の文書で見ても、結局具体性のあるのは万博あるいはＩＲ、カジノぐらいだという感じですけども、そこはいかがでしょうか。

（今井会長）

　小林課長。

（事務局：小林制度企画担当課長）

　本年３月に取りまとめました副首都ビジョンでは、機能面、制度面の取組みとあわせ経済成長面の取組みを、産業技術力、資本力、人材力の３つの要素から具体的に掲げております。また、制度面の取組みでは、都市機能の強化を進めるために必要な仕組みづくりといたしまして、総合区と特別区という新たな大都市制度について検討を進めるとしております。特別区の場合では、都市インフラの整備や成長戦略などの広域機能を大阪府に一元化することで、現在、大阪府、大阪市で担っております都市機能の強化を迅速、強力かつ効果的に展開することを通じまして、より着実に大阪の成長につなげていくことが可能になるというふうに考えております。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　結局、今のご答弁自体が本当に抽象的だったり、仕組みづくりだったりで、具体的なことが全くないというふうに思います。結局カジノ頼みでしかないというふうに改めて申し上げたいと思います。

　カジノでは、大阪の経済よくなるはずがないと思います。ＩＲの中の消費はＩＲ業者のもうけになってしまうだけで、カジノで損をした分、外の消費が減って個人消費はますます落ち込んでしまいます。その上、ギャンブル依存症が深刻になるというマイナス面が大きいということも申し上げておきたいと思います。

　いずれにしましても、大学、高校、病院、消防、大阪城、動物園等を府に移管しても何もなりません。東京では廃止論の強い半人前の特別区を設置しても、人員増、膨大なイニシャルコスト、ランニングコスト、こういうものが無駄になるだけで、住民サービスは悪くなりこそすれ、良くなりようがないというふうに思います。

　今、大阪市の財政は、せっかく過去の負の遺産の減少等で好転の兆しを見せている、そういうときです。またぞろ無駄な大型開発に手を染めるようなことをしなければ、市民の暮らし、福祉、教育の拡充を図ることが可能となる、そういう状況です。こういうときに大阪市廃止など、とんでもないというふうに申し上げておきたいと思います。

　なお、後段部分の詳細については次回の質疑とさせていただきたいということを申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（今井会長）

　これで本日予定の質疑は終了いたしました。

　特にご意見等ございませんか。

　それでは、特にご意見等がないようですので、本日の協議会はこれにて終了とさせていただきます。

　この後、第６委員会室におきまして代表者会議を開催いたします。各会派の代表者の方はご参集いただきますようよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。